

## 資料1 情報公開審査会答申の概要

### 情報公開審査会答申第613号の概要

件名	特定警察職員の職務経歴に関する文書非公開の件（諮問第689号）		
請求文書の概要	特定警察署の署長、副署長及び刑事課長（以下「本件署長等」という。）の職務経歴が分かる文書（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成27年1月16日	諾否決定年月日	平成27年1月27日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	県警本部（警務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書は、個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるとともに、人事管理のための詳細な情報は、職員個人のプライバシーに関わる情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当する。</li> <li>本件行政文書に記載されている本件署長等はいずれも警部以上の階級にある警察官（以下「警部以上の警察官」という。）であるため、その氏名は、県民の利便性及び警察の説明責任を考慮し、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表していることから、慣行として公にされている情報であるが、職員個人の人事管理上必要な情報が詳細に記録された身上記録を公にする慣行等はないため、条例第5条第1号ただし書イには該当せず、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成27年3月25日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察は服務規程で名刺を作って渡さなければならないと決められており、警察官は全員、人事異動の都度名刺を作り、自分の都合で名刺を渡している。私自身も今まで名刺を出さない警察官に会ったことがないため、職務経歴はプライバシーとは言えず、それを公開できないというのは承服できない。</li> <li>公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をすることが決められているのだから、その立場である経歴を公にできないというのは承服できない。</li> <li>警察官の階級がいつ上がったかなどの情報は必要でなく、これまでどこの警察署の刑事課や交通課に所属していたかを公開してほしいだけである。名刺を配った時に、警察官は刑事課や交通課にいることを公表しているのだから、それを集めてつなぎ合わせれば分かることである。</li> <li>特定警察署の刑事課員2名が、私の応援していた特定首長選挙立候補者のところに選挙違反の警告に来たが、新人の立候補者に圧力をかけることは、選挙に対する重大な妨害である。警告された原因は、現在の首長と特定警察署の関係が強いからだと考えている。こうした関係等を利用して当選した現在の首長と、本刑事課員の上司である本件署長等との関係を明らかにし、公正な選挙を実現するため、本件行政文書を公開してほしい。</li> </ul>		
諮問年月日	平成27年5月13日		
審査会の結論	実施機関が、特定警察職員の職務経歴に関する文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書は、実施機関が職員の人事管理を適正に行うため、人事記録規程に基づき、人事管理上必要と認められる職員個人の氏名、住所、勤務履歴等詳細な情報を入力した神奈川県警察職員情報総合管理システムのサーバに記録された身上記録データから出力した本件署長等の「身上記録」として認められる。</li> <li>名刺は、職員が個々に作成し、自ら必要と判断したときに交付していると認められる。また、人事異動等で階級や所属に変更があった場合には個々に廃棄し、新たに名刺を作成しており、過去の名刺を保管する規定等はないことから、公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状況に置かれているとはいえず、「実施機関において管理しているもの」には当たらないため、条例第3条第1項に規定する行政文書とは認められない。</li> </ol>		

審査会の  
判断理由  
(続 ぎ)

(条例第5条第1号該当性について)

1 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書には、本件署長等の氏名、住所、勤務履歴等人事管理上必要と認められる詳細な複数の情報が一体として記録・管理されており、本件行政文書が全体として個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

2 条例第5条第1号本文該当ただし書該当性

(1) 条例第5条第1号ただし書きイ該当性について

本件署長等は、いずれも警部以上の警察官であり、氏名やその時点での職名及び配置先は、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されており、記録を追うことで経歴の一部を知ることが可能となるが、これらは単に作成公表時点における配置先等を明らかにしているものにすぎず、このことをもって本件行政文書を公にする慣行はないものと認められる。

警察官の名刺に関しては、警察手帳取扱細則第7条により、警察手帳の名刺入れには、常に名刺を1枚以上納めておくことが規定されているのみである。警察官が身分を明らかにすることに関しては、警察手帳規則第5条及び神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第12条第2項第5号により、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳の証票及び記章を呈示することや市民との応接に際し、職務上支障がある場合のほか、要求があったときは、所属、氏名等を明らかにすることが規定されていることから、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に所属、氏名等を明らかにするため、名刺を渡すほか、警察手帳を呈示したり、口頭で伝えるものと認められ、これをもって、不特定多数の者に警察官の職務経歴を公開しているものとは認められない。

(2) 条例第5条第1号ただし書きウ該当性について

本件行政文書には、経年的な配置場所、昇任の時期、給与の推移等人事管理上必要と認められる職員個人の情報が詳細に記録されており、職員の身分取扱いに係る情報であると認められることから、ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件行政文書は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(条例第6条各項該当性について)

本件行政文書は、個人に関する情報が一体不可分の情報として記載されており、部分の分離は適当ではなく、全体として個人に関する情報に当たると認められる。したがって、本件行政文書は、条例第6条各項に基づく部分公開の対象とはならない文書であると判断する。

(条例第7条該当性について)

実施機関は、本件行政文書について、条例第5条第1号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものであるとはいえない。

答申年月日

平成28年6月22日(答申第613号)

情報公開審査会答申第 614 号の概要

件名	特定警察職員の職務経歴に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件（諮問第 690 号）		
請求文書の概要	特定警察署の警部補以下の階級にある刑事課員 2 名の職務経歴が分かる文書（以下「本件情報」という。）		
請求年月日	平成 27 年 1 月 16 日	諾否決定年月日	平成 27 年 1 月 27 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	県警本部（警務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、同条第 6 号及び第 8 条		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査請求人が求める本件情報が存在するならば、神奈川県警察職員総合管理システムのサーバに記録された身上記録データ（以下「本件対象文書」という。）が該当するが、本件対象文書は、職員個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるとともに、人事管理のための詳細な情報は、職員個人のプライバシーに関わる情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</li> <li>・ 本件対象文書に記載のある情報のうち、警察署の刑事課員等警部補以下の氏名は、慣行として公にされている情報ではないことから、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当せず、条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。</li> <li>・ 警察署の刑事課員は、違法団体等と直接対峙する捜査活動の第一線において勤務していることから、その氏名を公開すると刑事課員本人やその家族に対し、捜査対象者等からの報復、妨害及びその他の有形無形の嫌がらせ等を受けることが予想され、個人の生命、身体又は財産等に不法な侵害が及ぶ蓋然性が強く、今後の捜査活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれが生じることから、刑事課員の氏名は、条例第 5 条第 6 号に該当する。</li> <li>・ 本件請求は、特定警察署の刑事課員の個人名を示し、当該刑事課員が特定警察署に在籍していることを前提として行われているが、本件情報の存否を答えるだけで、慣行として公とされていない職員の氏名を公開することとなるとともに、今後の捜査活動の推進に重大な支障を及ぼすおそれが生じることとなるため、条例第 8 条に該当する。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 27 年 3 月 25 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察は服務規程で名刺を作って渡さなければならないと決められており、警察官は全員、人事異動の都度名刺を作り、自分の都合で名刺を渡している。私自身も今まで名刺を出さない警察官に会ったことがないため、職務経歴はプライバシーとは言えず、それを公開できないというのは承服できない。</li> <li>・ 公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をするのが決められているのだから、その立場である経歴を公にできないというのは承服できない。</li> <li>・ 警察官の階級がいつ上がったかなどの情報は必要でなく、これまでどこの警察署の刑事課や交通課に所属していたかを公開してほしいだけである。名刺を配った時に、警察官は刑事課や交通課にいることを公表しているのだから、それを集めてつなぎ合わせれば分かることである。</li> <li>・ 特定警察署の刑事課員 2 名が、私の応援していた特定首長選挙立候補者のところに選挙違反の警告に来たが、新人の立候補者に圧力をかけることは、選挙に対する重大な妨害である。警告された原因は、現在の首長と特定警察署の関係が強いからだと考えている。こうした関係等を利用して当選した現在の首長と、本刑事課員の上司である本件署長等との関係を明らかにし、公正な選挙を実現するため、本件行政文書を公開してほしい。</li> <li>・ 警察は、刑事課員の氏名を公開すると、その本人や家族に対し、捜査対象者等からの報復や嫌がらせを受けると説明しているが、日本は南米等の麻薬王国と違って、取締りを受けたからなどの理由で、刑事課員やその家族に危険が及ぶことはあり得ない。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 27 年 5 月 13 日		
審査会の結論	実施機関が、本件対象文書について、その存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		

審査会の  
判断理由

(本件情報について)

- 1 審査請求人は、本件情報の公開を求めているものと認められる。また、実施機関が、仮に本件情報が存在した場合に、本件情報が記載されている文書として本件対象文書が該当すると説明していることに不自然な点は見当たらない。
- 2 名刺は、職員が個々に作成し、自ら必要と判断したときに交付していると認められる。また、人事異動等で階級や所属に変更があった場合には個々に廃棄し、新たに名刺を作成しており、過去の名刺を保管する規定等はないことから、公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状況に置かれているとはいえず、「実施機関において管理しているもの」には当たらないため、条例第3条第1項に規定する行政文書とは認められない。

(条例第5条第1号該当性について)

- 1 条例第5条第1号本文該当性について

本件対象文書には、警察官の氏名、住所、勤務履歴等が記載されており、個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

- 2 条例第5条第1号本文該当ただし書該当性

(1) 条例第5条第1号ただし書きイ該当性について

警部補以下の氏名は、昭和46年以降職員録に掲載されておらず、また、昭和48年以降新聞の異動記事でも公表していない事実が認められるため、本件情報を公にする慣行はないものと認められる。

警察官の名刺に関しては、警察手帳取扱細則第7条により、警察手帳の名刺入れには、常に名刺を1枚以上納めておくことが規定されているのみである。警察官が身分を明らかにすることに関しては、警察手帳規則第5条及び神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第12条第2項第5号により、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳の証票及び記章を呈示することや市民との応接に際し、職務上支障がある場合のほか、要求があったときは、所属、氏名等を明らかにすることが規定されていることから、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に所属、氏名等を明らかにするため、名刺を渡すほか、警察手帳を呈示したり、口頭で伝えるものと認められ、これをもって、不特定多数の者に警察官の職務経歴を公開しているものとは認められない。

以上のことから、警察署の刑事課員の氏名は、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(2) 条例第5条第1号ただし書きウ該当性について

本件対象文書には、経年的な配置場所、昇任の時期、給与の推移等人事管理上必要と認められる職員個人の情報が詳細に記録されており、職員の身分取扱いに係る情報であると認められることから、ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件対象文書は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(条例第5条第6号該当性について)

警察の業務は、相手方からの反発、反感等を招きやすく、捜査を担当する警察官の氏名等が公開されると、当該警察官が特定され、被疑者等から嫌がらせを受けるなど、当該警察官の生命、身体等の安全を脅かす犯罪が誘発されることが十分予想される。

したがって、実施機関が犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められることから、警察署の刑事課員の氏名は、これを公開することにより、犯罪の予防及び捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。

(条例第7条該当性について)

実施機関は、本件対象文書について、条例第5条第1号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものであるとはいえない。

<b>審査会の 判断理由 (続き)</b>	<p>(条例第8条該当性について)</p> <p>本件請求は、特定警察署の刑事課員の氏名を指定し、当該刑事課員が特定警察署に在籍していることを前提として行われているが、本件情報の存否について応答するだけで、当該刑事課員が特定警察署に所属しているか否かという、条例第5条第1号及び第6号に該当する非公開情報を公開することとなると認められることから、条例第8条の「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒むことができる」場合に該当すると判断する。</p>
<b>答申年月日</b>	平成28年6月22日(答申第614号)

情報公開審査会答申第 615 号の概要

件名	特定人物の警察官としての職務経歴非公開の件（諮問第 691 号）		
請求文書の概要	特定の警察官(以下「特定警察官」という。)としての職務経歴が分かる文書(以下「本件行政文書」という。)		
請求年月日	平成 27 年 2 月 18 日	諾否決定年月日	平成 27 年 2 月 27 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	県警本部（警務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書は、個人に関する情報であって、個人が識別される情報であるとともに、人事管理のための詳細な情報は、職員個人のプライバシーに関わる情報であり、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</li> <li>本件行政文書に記載されている特定警察官は、警部の階級にある警察官(以下「警部の警察官」という。)であるため、その氏名は、県民の利便性及び警察の説明責任を考慮し、新聞の異動記事で公表していることから、慣行として公にされている情報であるが、職員個人の人事管理上必要な情報が詳細に記録された身上記録を公にする慣行等はないため、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当せず、条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しない。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 27 年 3 月 25 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>警察は服務規程で名刺を作って渡さなければならないと決められており、警察官は全員、人事異動の都度名刺を作り、自分の都合で名刺を渡している。私自身も今まで名刺を出さない警察官に会ったことがないため、職務経歴はプライバシーとは言えず、それを公開できないというのは承服できない。</li> <li>公務員は、自分の身分を明らかにして仕事をするのが決められているのだから、その立場である経歴を公にできないというのは承服できない。</li> <li>警察官の階級がいつ上がったかなどの情報は必要でなく、これまでどこの警察署の刑事課や交通課に所属していたかを公開してほしいだけである。名刺を配った時に、警察官は刑事課や交通課にいることを公表しているのだから、それを集めてつなぎ合わせれば分かることである。</li> <li>特定首長選挙について、特定首長と特定警察署の強い関係があることに関するビラを作り、これを特定警察署員に渡そうとしたが受け取らないため、神奈川県警察本部警務部特定所属(以下「警務部特定所属」という。)の特定警察官に渡そうとしたところ、同様に拒否された。特定警察官は、警察に対する批判が記載してあることを知っていて受け取らなかったと思われ、それは、警察本部刑事部特定所属の幹部が、以前警務部特定所属に在籍し、その時の部下が特定警察署の刑事課員だったという話もあり、特定警察官との関係や不正を明らかにし、公正な選挙を実現するため、公開してほしい。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 27 年 5 月 13 日		
審査会の結論	実施機関が、特定人物の警察官としての職務経歴に関する文書を非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>(本件行政文書について)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書は、実施機関が職員の人事管理を適正に行うため、人事記録規程に基づき、人事管理上必要と認められる職員個人の氏名、住所、勤務履歴等詳細な情報を入力した神奈川県警察職員情報総合管理システムのサーバに記録された身上記録データから出力した本件署長等の「身上記録」として認められる。</li> <li>名刺は、職員が個々に作成し、自ら必要と判断したときに交付していると認められる。また、人事異動等で階級や所属に変更があった場合には個々に廃棄し、新たに名刺を作成しており、過去の名刺を保管する規定等はないことから、公的に支配され、職員が組織的に利用可能な状況に置かれているとはいえず、「実施機関において管理しているもの」には当たらないため、条例第 3 条第 1 項に規定する行政文書とは認められない。</li> </ol>		

審査会の  
判断理由  
(続 き)

(条例第5条第1号該当性について)

1 条例第5条第1号本文該当性について

本件行政文書には、本件署長等の氏名、住所、勤務履歴等人事管理上必要と認められる詳細な複数の情報が一体として記録・管理されており、本件行政文書が全体として個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当する。

2 条例第5条第1号本文該当ただし書該当性

(1) 条例第5条第1号ただし書きイ該当性について

特定警察官は、警部の警察官であり、氏名やその時点での職名及び配置先は、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されており、記録を追うことで経歴の一部を知ることが可能となるが、これらは単に作成公表時点における配置先等を明らかにしているものにすぎず、このことをもって本件行政文書を公にする慣行はないものと認められる。

警察官の名刺に関しては、警察手帳取扱細則第7条により、警察手帳の名刺入れには、常に名刺を1枚以上納めておくことが規定されているのみである。警察官が身分を明らかにすることに関しては、警察手帳規則第5条及び神奈川県警察職員の職務倫理及び服務に関する規程第12条第2項第5号により、警察官であることを示す必要があるときは、警察手帳の証票及び記章を呈示することや市民との応接に際し、職務上支障がある場合のほか、要求があったときは、所属、氏名等を明らかにすることが規定されていることから、警察官が職務遂行上必要と認めた特定の相手方に所属、氏名等を明らかにするため、名刺を渡すほか、警察手帳を呈示したり、口頭で伝えるものと認められ、これをもって、不特定多数の者に警察官の職務経歴を公開しているものとは認められない。

(2) 条例第5条第1号ただし書きウ該当性について

本件行政文書には、経年的な配置場所、昇任の時期、給与の推移等人事管理上必要と認められる職員個人の情報が詳細に記録されており、職員の身分取扱いに係る情報であると認められることから、ただし書ウには該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について

本件行政文書は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないため、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(条例第6条各項該当性について)

本件行政文書は、個人に関する情報が一体不可分の情報として記載されており、部分の分離は適当ではなく、全体として個人に関する情報に当たると認められる。したがって、本件行政文書は、条例第6条各項に基づく部分公開の対象とはならない文書であると判断する。

(条例第7条該当性について)

実施機関は、本件行政文書について、条例第5条第1号に該当すると判断した上で、当該情報を非公開とすべき必要性を超えて公益上公開すべき特別の必要がないと判断したものであって、実施機関としての裁量を誤ったものであるとはいえない。

答申年月日

平成28年6月22日(答申第615号)

情報公開審査会答申第 616 号の概要

件名	特定の調査に係る回答結果等一部非公開の件（諮問第 680 号）		
請求文書の概要	神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に対して、県立高等学校（以下「高校」という。）において、平成 21 年度から平成 25 年度までの間に実施された「生徒指導・教育相談に係る各種調査」に係る調査用紙、集計結果及び特定地域の高校の回答結果（以下総称して「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 26 年 8 月 5 日	諾否決定年月日	平成 26 年 9 月 18 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県教育委員会（学校支援課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>1 文書不存在について</p> <p>本件行政文書により実施している調査の目的は、文部科学省が実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（以下「文科省調査」という。）で把握することができない細かい事項を把握することにある。これにより得られた調査結果は、生徒指導の現状や課題を把握し、対応すべき重点項目の洗い出しや専門職の追加配置、これらに要する予算要求の基礎資料として活用し、教育現場における生徒指導の充実を図るために用いられているもので、1、2 年程度でその役目を終えるものである。また、文部科学省のホームページにおいて、過去に実施された文科省調査の結果が公表されており、主だった統計データは同ホームページにより把握できること、高校の生徒は 3 年で卒業し入れ替わることから、保存期間を「3 年」としている。</p> <p>よって、本件行政文書のうち、平成 21 年度及び平成 22 年度処理済文書については、「3 年」の保存期間を満了し廃棄済みであるため、不存在である。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>本件行政文書は、各高校における問題行動の発生状況やそれに対する学校の指導状況等を如実に示すものであり、これを不特定多数の者に公開した場合、各高校の不当な序列化につながるおそれがあり、第三者が当該高校や生徒、家庭環境に対し偏見を抱く可能性がある。また、生徒がそのような偏見等に接した場合、生徒の心情を傷つけ劣等感を抱かせたり、当該高校や社会への反発を抱かせたりすることで、勉学等への意欲を低下させるおそれがあるほか、就職活動等への影響も懸念されるところである。</p> <p>実際、関西の某私立高校において、いじめを苦にした生徒が自殺した件にあっては、当該事件の前後において、当該私立高校の出願者数が約半数になったという事実が認められる。</p> <p>このことから、各高校における問題行動の発生状況やそれに対する学校の指導状況を明らかにすることにより、各高校の序列化、生徒等への偏見、当該偏見に基づく生徒の社会への反発、勉学意欲の低下及び就職活動への悪影響が生じる「おそれ」が認められ、かかる「おそれ」は、具体的かつ実質的なものであると評価することができる。</p> <p>よって、本件行政文書のうち、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度処理済文書について、条例第 5 条第 4 号に該当するものとして、一部非公開としたものである。</p> <p>3 公開方法</p> <p>本件行政文書を公開するに当たり、「学校名」を非公開とした上で、他の項目を公開することも検討したが、本件請求は「生徒指導・教育相談に係る各種調査」に係る調査用紙、集計結果及び「特定地域」の高校の回答結果を対象としているものであり、対象文書が「特定地域」の高校のものであることを明らかにする観点から「学校名」を公開する必要があると判断し、一部非公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったものである。</p>		
不服申立年月日	平成 26 年 10 月 20 日		

<p>不服申立ての趣旨</p>	<p>1 条例第5条第4号該当の点について        本件処分は、条例第5条第4号に該当するとされ、実施機関は、その理由として、学校名と指導内容が公開されると高校の序列化につながる旨を説明しているが、次のように、かかる説明には理由がない。        (1) 新聞報道における公表事例        新聞報道にあっては、既に特定の学校名を明示した上で、当該高校における生徒への指導内容等が繰り返し掲載されている。学校名と指導内容が明らかになることにより、高校の序列化につながるというのであれば、新聞報道において、これらの事実の掲載について配慮がなされるはずであるが、そのようなことはなされていない。</p>
<p>不服申立ての趣旨(続き)</p>	<p>したがって、新聞報道によりこれらの事実が公表されても、高校の序列化といった、社会通念上、問題となるような事態は生じなかったものと考えられる。        (2) 公開の必要性        横浜市における教科書調査員名簿の非開示の是非が争われた横浜地裁平成23年6月15日判決では、「教科書調査員の氏名を公開すると、教科書調査員に採択の公正さを事後的に検証するため働きかけがなされる可能性があるが、採択結果等の公正を事後的に検証する目的で、相当な方法をもってなされる働きかけは、市条例の目的に照らし、公正な教科書採択に関し市民に説明する責務の履行に資するものとして、教科書調査員が受忍すべき範囲のものである」としている。本件の場合も、生徒の人権侵害の可能性のあることを考慮すると、県教育委員会は、生徒指導の内容の公開を受忍すべきであり、これにより、生徒指導のあり方を世に問うことが必要である。        2 本件における公開方法について        本件行政文書の全部公開が無理だとしても、「学校名」を非公開とし、指導内容と処分内容の部分が分かる形で公開をすれば、「学校名」の特定には至らず、県教育委員会の説明する非公開理由には抵触しないはずである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成26年11月5日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>1 特定の調査に係る回答結果等のうち、平成21年度及び平成22年度を処理年度とする文書（以下総称して「平成21年度及び平成22年度処理済文書」という。）を非公開としたことは妥当である。        2 特定の調査に係る回答結果等のうち、平成23年度、平成24年度及び平成25年度を処理年度とする文書であって、特定地域の県立高等学校（以下「高校」という。）が回答した文書（様式1、様式2及び様式3から構成される文書で、以下総称して「平成23年度、平成24年度及び平成25年度処理済文書」という。）については、「学校名」及び「学校名」の特定に至るおそれがある次のものを非公開とした上で、その余を公開すべきである。        (1) 各様式共通        様式1、様式2及び様式3中の回答結果であって既に公開したもの        (2) 様式1        「指導項目」の回答結果のうち、「その他（項目を記入）」の自由記入欄（数値又は予め指定された選択肢を記入することにより回答する回答欄以外のものをいう。以下同じ。）に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるもの並びに「発生件数」の回答結果のうち、「1年 入学1年目」、「2年 入学2年目」、「3年 入学3年目」及び「4年 入学4年目」の回答欄        (3) 様式2        非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるもの        (4) 様式3        ア 「別室登校（いわゆる保健室登校）の生徒について」の回答結果のうち、「第1学年（入学1年目）」、「第2学年（入学2年目）」、「第3学年（入学3年目）」及び「第4学年（入学4年目）」の回答欄        イ 非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるもの</p>

審査会の  
判断理由

- 1 本件行政文書のうち平成 21 年度及び平成 22 年度処理済文書の不存在について  
実施機関の説明を踏まえると、本件対象文書の保存期間が「3年」とされていることが認められる。  
よって、本件対象文書のうち、平成 21 年度及び平成 22 年度処理済文書について、実施機関が、既に保存期間を満了し廃棄済みであり不存在であるとして公開を拒んだことに不合理な点は認められない。
- 2 本件行政文書のうち平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度処理済文書の条例第 5 条第 4 号該当性について
- (1) 異議申立人は、新聞報道において学校名が明示された上で、当該高校における生徒への指導内容等の掲載が繰り返し行われていることを以って、学校名と指導内容を明らかにすることによる高校の序列化といった問題は生じていない旨主張している。  
しかし、実施機関の説明を踏まえると、生徒への指導等の原因となった事実によっては、当該事実に係る各高校毎の集計結果等を公開することにより高校の差異化や生徒への影響を生ずるおそれがあり、学校運営に支障が生ずるおそれがあると認められる。  
よって、学校名を公開することを前提とすれば、本件行政文書のうち、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度処理済文書について、非公開とされた情報は、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。
- (2) もっとも、異議申立人は、公開方法によっては、そもそも高校の序列化といった問題が生じない旨を主張している。  
この点について、実施機関は、本件行政文書に「特定地域」の高校の回答結果が含まれているため、当該「特定地域」の高校であることを示すために、「学校名」を公開した上で、本件処分を行った旨説明している。  
しかし、一般に、行政文書の公開に当たり公開請求の対象とする行政文書を特定する必要はあるものの、当該行政文書に請求者が特定した行政文書であることを示す記述が必ずしもあるわけではなく、かかる場合にあっては、実施機関は、当該行政文書を適切に特定したもとして公開すれば足りるものである。これを本件についてみると、「特定地域」の高校の回答結果に係る公開請求に対し、一部公開した行政文書が「特定地域」の高校のものであることを示すために、「学校名」を公開しなければならないという必然性はないこととなる。  
そして、異議申立人が主張するように、「学校名」を非公開とした上で、非公開情報を公開した場合、「学校名」が明らかになっていない以上、原則として高校の差異化や生徒への影響を生ずるおそれはないと認められる。  
したがって、「学校名」を非公開とした場合、本件処分により非公開とされた情報は原則として条例第 5 条第 4 号には該当しないと認められる。  
よって、実施機関は、「学校名」及び「学校名」の特定に至るおそれがある次のものを非公開とした上で、その余を公開すべきである。
- ア 各様式共通  
様式 1、様式 2 及び様式 3 中の回答結果であって既に公開したものについては、これを公開することで本件処分により既に公開した回答結果と照合することにより、「学校名」の特定に至るおそれがあることから、非公開とすべきである。
- イ 様式 1  
「指導項目」の回答結果のうち、「その他（項目を記入）」の自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるものについては、非公開とすべきである。また、「発生件数」の回答結果のうち、「1年 入学1年目」、「2年 入学2年目」、「3年 入学3年目」及び「4年 入学4年目」の回答欄については、回答結果により定時制課程であるか否かが明らかとなるおそれがあり、よって、「学校名」の特定に至るおそれがあるため、非公開とすべきである。
- ウ 様式 2  
本件処分により非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるものについては、非公開とすべきである。
- エ 様式 3  
(7) 「別室登校（いわゆる保健室登校）の生徒について」の回答結果のうち、「第1学年（入学1年目）」、「第2学年（入学2年目）」、「第3学年（入学3年目）」及び「第4学年（入学4年目）」の回答欄については、回答結果により定時制課程であるか否かが明らかとなるおそれがあり、よって、「学校名」の特定に至るおそれがあるため、非公開とすべきである。

審査会の 判断理由 (続き)	(イ) 本件処分により非公開とした回答結果であって、自由記入欄に記載され「学校名」の特定に至るおそれがあるものについては、非公開とすべきである。
答申年月日	平成 28 年 6 月 22 日 (答申第 616 号)

情報公開審査会答申第 617 号の概要

件名	有料老人ホームに係る指導基準等一部非公開の件（諮問第 686 号）		
請求文書の概要	1 平成 26 年度有料老人ホーム指導基準（以下「本件行政文書」という。） 2 特定有料老人ホームで実施された実地検査の通知及びその報告書		
請求年月日	平成 27 年 1 月 5 日	諾否決定年月日	平成 27 年 1 月 15 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事 （旧：介護保険課（現：高齢福祉課））
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>1 理由付記</p> <p>本件行政文書に関する一部非公開決定（以下「本件処分」という。）を行うに当たり、条例第 5 条第 4 号に該当する旨を摘示すれば、理由付記として十分であると考えたため、同条同号の文言を引用する形で理由付記を行ったものである。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 本件行政文書の観点（基本的考え方）欄における非公開情報</p> <p>本件行政文書の観点（基本的考え方）欄（以下「甲欄」という。）には、有料老人ホームの指導に当たっての基本的な考え方を記載しているところ、甲欄における非公開情報については、公開することにより次のような支障を生じるおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号に該当するものとして、本件処分を行ったものである。</p> <p>ア 不適切な対応の誘発</p> <p>非公開情報を公開することにより、当該情報を誤って解釈する等して、不適切な対応を取られるおそれがある。</p> <p>イ 指導対象事項の明示</p> <p>非公開情報を公開することにより、どのような場合に指導対象となるか否かが明らかとなり、専ら行政指導対策としての対応がとられ、指導行政本来の目的達成に支障を生じさせるおそれがある。</p> <p>ウ 検査手法への介入</p> <p>非公開情報を公開することにより、実地検査の手法が明らかとなり、検査手法への不当な介入を招き、適切な検査に支障を生じさせるおそれがある。</p> <p>(2) 本件行政文書の通知用文例欄における非公開情報</p> <p>本件行政文書の通知用文例欄（以下「乙欄」という。）は、有料老人ホームの指導に当たって、具体的にどのような通知を行うのか、また、指導対象事項の状況に応じ、どの程度の指導を行うのかを記載しているところ、乙欄における非公開情報を公開すると、指導の軽重に関する基準が明らかとなり、「この程度なら軽い指導に留まる」といった遵法精神の低下、脱法行為の助長につながり、結果として、指導行政の適正な執行を妨げるおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号に該当するものとして、本件処分を行ったものである。</p>		
不服申立年月日	平成 27 年 2 月 6 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 理由付記について</p> <p>実施機関は、条例第 5 条第 4 号に該当することを理由に、本件処分を行っているが、処分理由として同条同号の文言を引用しているに過ぎず、具体的な説明がなされておらず、理由付記として不十分である。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当の点について</p> <p>(1) 特定の者に利益を与え、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ</p> <p>実施機関は、本件処分により非公開とされた情報（以下「本件非公開情報」という。）を公開することにより、特定の者に利益を与え、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しているが、本件非公開情報は、職員採用試験の問題や採点基準とは異なり、指導基準に過ぎず、公開されたとしても、特定の者に利益を与えるものではない。</p> <p>また、本件処分により、本件行政文書中、検査の観点、根拠法令、通知用文例のほか、どこに着目して検査するかまで既に公開されており、本件非公開情報を公開した</p>		

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>としても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。</p> <p>(2) 検査等において正確な事実の把握を困難にするおそれ 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、検査等において正確な事実の把握を困難にするおそれがある旨説明しているが、検査とは、検査担当者がその知識と専門性を生かして、隠れたる事実を発見してこそ意義のあるものであり、説明として不適當である。</p> <p>(3) 違法若しくは不当な行為を容易にし又はその発見を困難にするおそれ 実施機関は、本件非公開情報を公開することにより、違法若しくは不当な行為を容易にし又はその発見を困難にするおそれがある旨説明しているが、どのような違法行為、不当行為を想定しているのか具体的に摘示されておらず、説明として不適當である。</p> <p>(4) その他 条例第5条第4号にいう「おそれ」とは、抽象的・名目的なものでは足りず、具体的かつ実質的なものである必要があるが、実施機関はこの点の説明を怠っている。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成27年3月16日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件行政文書のうち、その一部を非公開とした決定については、一部を公開すべきである。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>条例第5条第4号該当性について</p> <p>1 異議申立人は、本件非公開情報は、職員採用試験の問題や採点基準とは異なり、指導基準に過ぎず、公開しても特定の者に利益を与えるものではないこと、本件処分により、本件行政文書中、検査の観点、根拠法令、通知用文例のほか、どこに着目して検査するかまで既に公開されており、本件非公開情報を公開したとしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない旨等を主張している。</p> <p>2 実施機関の説明を踏まえると、本件非公開情報の内容によっては、公開することにより、行政指導を受ける者が誤った解釈等に基づいて不適切な対応を取るおそれ、指導対象事項が明らかとなり、専ら行政指導対策としての対応がとられ指導行政本来の目的達成に支障を生じさせるおそれ、実地検査の手法が明らかとなり、検査手法への不当な介入を招き適切な検査に支障を生じさせるおそれ及び指導の軽重に関する基準が明らかとなり、結果として、指導行政の適正な執行を妨げるおそれがあると認められる。 よって、本件非公開情報は、原則として、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>3 しかしながら、一部の非公開情報については、これらの事由は認められず、公開したとしても事務事業に支障が生ずるおそれがあるとは認められない。 よって、これら一部の非公開情報は条例第5条第4号には該当せず、公開すべきである。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年7月11日(答申第617号)</p>

情報公開審査会答申第 618 号の概要

件名	県立学校への転任に係る選考基準等に関する文書一部非公開の件（諮問第 687 号）		
請求文書の概要	1 平成 27 年度県立学校への転任希望者の面接の実施について 2 個人面接評定票 3 平成 27 年度転任希望・異動状況 4 平成 27 年度県立学校への転任・交流希望者の判定結果		
請求年月日	平成 27 年 2 月 6 日	諾否決定年月日	平成 27 年 3 月 11 日
諾否の決定内容	一部公開	実施機関	教育委員会（教職員人事課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号エ		
非公開理由	<p>1 平成27年度県立学校への転任希望者の面接の実施について</p> <p>（1）面接員の氏名や所属に関する情報及び役割分担の一部について</p> <p>県立学校への転任希望者が、政令市の教員又は政令市以外の市町村立小中学校の教員に限られる状況を鑑みると、面接員と受験者が顔を合わせたことがある場合や、今後の人事異動により同じ所属になる可能性も否定できない。</p> <p>公開することにより、面接員等の氏名が確定し、その個人を特定した問い合わせの電話等が入ったり、氏名が確定しなくても面接員の所属に対し同様の問い合わせ等が入ると、業務の遂行に支障が生じるおそれがある。</p> <p>また、公開が前提となると、面接員が正当に評価をすることができなくなるなどの支障が生じるおそれもある。</p> <p>（2）面接対象者の割振りに関する情報について</p> <p>面接対象者をどのように割振って、面接官と組み合わせているかを公開すると、面接対象者同士の情報交換により、面接官の特定が容易になる。上記アで触れたとおり、面接対象者同士が限られた範囲の教員同士でお互いに情報交換できる可能性も高く、面接官が特定される可能性が高まる。</p> <p>面接官が特定されると、上記（1）で触れたことと同様の弊害が生じる。</p> <p>（3）面接内容及び評定に関する情報（評定の方法、評価基準、人事異動対象者の基準）について</p> <p>仮に職員の転任に係る選考における面接内容や評定の方法などの選考基準に関する情報を異議申立人に公開すると、選考実施の公平性の観点から、他の転任希望者にも公開する必要があると考える。それを知った転任希望者が、自己の特質を取り繕い、偏った対策をして選考に臨んだ場合、面接員は転任希望者の本質を見抜くことができなくなるおそれがある。</p> <p>その結果、その校種の教員としての適性がない者を転任させてしまった場合には、本人だけでなく、教えを受ける児童・生徒、更には保護者への影響は大変大きいものである。そのため、転任に際して、特に面接の実施は、限られた短い時間の中でその校種における教員としての適性を見抜くべく、最大限の配慮と努力を行わなければならない。</p> <p>さらには、転任は、現に職員である者の人事異動の一つであるため、転任成立枠の多寡など、人事異動の事情に左右される面があるにもかかわらず、部分的に選考基準が公開されると、選考に関して誤解を招く危険性がある。</p> <p>2 個人面接評定票のうち評定項目など評価基準に関する部分</p> <p>1（3）と同様の考え方で、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 27 年 3 月 26 日		
不服申立ての趣旨	公開することによって、人事管理に著しい支障が出るとは考えられない。 また、「公正な人事」を行うためには、情報を公開したほうが望ましいと考える。		
諮問年月日	平成 27 年 4 月 7 日		

<p>審査会の 結論</p>	<p>1 実施機関は、「平成27年度県立学校への転任希望者の面接の実施について」と称する文書のうち、1頁「4面接員」の項目中、3行目から4行目まで、2頁「(2)役割分担ウ」記載の項目、及び3頁「(3)進行及び面接内容」の項目中、7行目を公開すべきである。</p> <p>2 実施機関は、個人面接評定票のうち、第1欄第1項に評定項目と記載されている表の第1欄第2項から第1欄第7項内の文字、第2欄第2項から第2欄第7項の中央部分にある文字、及び第2欄第1項の1文字目から5文字目までを公開すべきである。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 平成27年度県立学校への転任希望者の面接の実施について</p> <p>(1) 当審査会が確認したところ、本件面接実施要領は、平成27年度に実施した県立学校への転任希望者の面接の実施案であり、これには、日時、面接会場、面接方法、面接員の所属・氏名・役割分担、当日の運営、面接対象者数、面接対象者の割振り、進行及び面接内容、評定の方法、評価基準、人事異動対象者の基準が記載されている。</p> <p>まず、面接員の所属や氏名に関する情報及び役割分担の一部、並びに面接対象者の割振りに関する情報について、実施機関の説明を踏まえると、これらを公開し、面接員が特定された場合には、面接の結果に納得しない面接対象者から、内容に関する質問や苦情、批判の問い合わせがされるおそれがあり、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、転任の評価に関する記載内容が形骸化し、適切な評価を困難にするおそれがあると認められる。</p> <p>(2) 面接内容及び評価基準に関する情報を公開した場合、面接内容を知った面接対象者が、対策に偏った表面上の回答を事前に準備し、面接が形式的・技術的な回答を述べる場になることで、面接員が面接対象者の適性を判断することが困難になるおそれがある。</p> <p>そのため、これらの情報を公開することで、今後、反復継続される県立学校への転任の人事に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすこととなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号エに該当すると判断する。</p> <p>(3) しかし、面接員の所属及び氏名に関する情報で、本件面接実施要領のうち、1頁「4面接員」の項目中、3行目から4行目まで、2頁「(2)役割分担ウ」記載の項目については、個々の面接員を特定するものではないうえ、面接を実施する所属名及び当該所属に配属されている職員名は、一般に公開されている職員録や座席表で確認ができること、また、3頁「(3)進行及び面接内容」の項目中、7行目については、県立学校への転任にあたり、一般的に想定される面接内容であることから、これらの情報を公開したとしても、上記のような支障が生じるとはいえず、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。</p> <p>2 個人面接評定票について</p> <p>(1) 個人面接評定票は、当審査会が確認したところ、面接員が面接対象者の評定を行う様式の実施案であり、面接対象者の学校名、担当教科、氏名、及び性別、面接における評価基準が記載されたものである。</p> <p>(2) 評価基準に関する情報を公開した場合、面接対象者が当該評価基準に基づき自己評価を行い、その結果に納得しない者から、実施機関に対して内容に関する質問や苦情、批判の問い合わせがされるおそれがある。</p> <p>また、記載された面接の評価基準のみで一律に転任が決定されるわけではなく、それ以外の諸要素も勘案して総合的に決定されていると理解されるべきところ、必要な補足説明を伴わないまま当該評価基準が公開されると、当該評価基準のみで転任が決定されるとの誤解が生じ、転任の人事管理に係る事務において混乱を招くおそれがあると認められる。</p> <p>(3) 以上のことから、本件において評価基準に関する情報を公開することは、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第5条第4号エに該当すると判断する。</p> <p>(4) しかし、個人面接評定票に記載のある評価基準のうち、第1欄第1項に評定項目と記載されている表の第1欄第2項から第1欄第7項内の文字、第2欄第2項から第2欄第7項の中央部分にある文字及び第2欄第1項の1文字目から5文字目までは、一般的な採用等の面接における評価の視点として想定されるものであり、これらの情報を公開することにより、上記のような公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年7月22日（答申第618号）</p>

情報公開審査会答申第 619 号の概要

件名	漁業法に基づく特定聴取記録等一部非公開の件（諮問第 693 号）		
請求文書の概要	漁業を営む特定の個人（以下「本件特定人」という。）の漁業法令違反事案（以下「本件事案」という。）に係る漁業法に基づく特定聴取記録等（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 27 年 3 月 10 日	諾否決定年月日	平成 27 年 3 月 24 日 平成 27 年 4 月 28 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（水産課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 号及び第 4 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>本件特定人が所属する漁業協同組合の組合長（以下「本件組合長」という。）の発言に係る 3 箇所（以下「本件組合長発言」という、記載の順に「本件組合長発言甲」、「本件組合長発言乙」、「本件組合長発言丙」という。）は、本件組合長が、当該組合を代表する者として発言したものである。当該組合の内部管理の事項に属する情報であり、公開することで、当該組合の対外的な信頼関係が崩れ、正当な利益を害するおそれがある。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について</p> <p>本件事案と異議申立人が主張する関係漁業者の漁獲高の減少には、因果関係はなく、生活又は財産への深刻な影響はないと考えられる。よって、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には該当しない。</p> <p>3 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>実施機関の本件事案に対する処分及び指導内容の検討に係る 2 箇所（以下、「本件検討内容」という。）は、本号アに規定する取締りに係る事務に該当する。本件事案について、実施機関が本件特定人を厳重注意とした理由やその結論に至る対応等が記載されており、公開することで、漁業法令への違反行為があった際の実施機関の対応等が明らかになり、今後、違反行為が助長され、漁業秩序の維持及び取締りという業務が遂行できなくなるおそれがある。</p>		
不服申立年月日	平成 27 年 6 月 26 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 条例第 5 条第 2 号該当の点について</p> <p>本号に該当するためには、主観的に他人に知られたくないという情報であるというだけでは足りず、情報を公開することにより、当該法人等の権利や公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であると解するのが相当であり、当該おそれがあるか否かの判断にあたっては、単なる抽象的、確率的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が必要である。</p> <p>実施機関は、不開示理由として本件組合長発言を公開することにより対外的な信頼関係が崩れ、当該組合の正当な利益を害するおそれがあるとしているが、本件組合長発言の内容は明らかでないものの、仮にその内容が本件特定人を擁護する発言だとしても、当然に対外的な信頼関係が崩れ、当該組合の正当な利益を害する客観的な蓋然性は認められないというべきである。</p> <p>また、本件組合長発言は、個人的な見解に基づく発言である可能性も十分あり、その場合、そもそも法人等に関する情報に該当しないというべきである。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号ただし書該当の点について</p> <p>仮に、本件組合長発言が本号本文に該当するとしても、本件組合長発言は、同号ただし書きに規定する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報に該当するというべきである。</p> <p>本件事案は、漁業関連法規に関する重大な違反行為であり、これにより関係漁業権者は、漁獲高の減少等の大きな被害を受けた。よって、情報を公開する必要性は、公開することによって損なわれる不利益を上回るものであり、「公開することが必要であると認められる情報」に該当するというべきである。</p> <p>3 条例第 5 条第 4 号該当の点について</p> <p>本号で規定する「おそれ」とは、単なる抽象的、確率的な可能性でなく、法的保護に値する蓋然性が必要であると解すべきであり、それがあつかい判断するに当たっては、当該情報がどのような事務又は事業に関するどのような種類のものであるかなどといった一般的な性質から、当該事務又は事業の遂行を害する蓋然性があるか否かを客観的に</p>		

	判断すべきである。
不服申立ての趣旨 (続き)	<p>今回の請求で公開された情報により、本件事案とそれに対する県の対応の適用理由については、ある程度既に明らかになっている。そのため、本件検討内容が公開された場合、同様の対応をとれば嚴重注意で済むと考えることにより違反行為を助長し、漁業秩序の維持及び取締りという業務の遂行ができなくなるという実施機関の主張は、主観的・抽象的な可能性にすぎず、客観的な蓋然性は認められない。</p> <p>また、本件検討内容は、県職員による発言であるところ、一般的な見地から指導等を行わなくてはならないはずであり、違反行為を助長する発言をしたとは考え難い。</p>
諮問年月日	平成 27 年 7 月 10 日
審査会の結論	<p>1 漁業を営む特定の個人の漁業法令違反事案に対する実施機関の処分及び今後の対応並びに聴取記録に記載のある、異議申立ての対象となった特定漁業協同組合の組合長の 3 箇所の発言のうち、最初のものについては、公開すべきである。</p> <p>2 実施機関が、前記 1 以外の異議申立ての対象となった箇所を非公開としたことは、妥当である。</p>
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。</p> <p>(1) 当審査会で確認したところ、本件組合長は、実施機関の聴取に対して、当該組合を代表する者として発言をしており、本件組合長発言は、本号前段で規定する、法人等の当該事業に関する情報に該当すると認められる。</p> <p>(2) さらに、本件組合長発言を個別に見てみると、本件組合長発言甲は、本件事案に対する当該組合内部の管理体制の実情が記載されているものの、客観的にみて、本号後段で規定する、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとまでは認められないことから、条例第 5 条第 2 号に該当しないと判断する。</p> <p>(3) 一方、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙は、当該組合事業の性格等を勘案すると、その信用上の正当な利益を害するものであることが認められることから、条例第 5 条第 2 号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号ただし書該当性について</p> <p>条例第 5 条第 2 号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は公開することを規定している。</p> <p>(1) 本号ただし書の規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であつて、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回る場合には、当該情報を公開することとしているものと解される。</p> <p>(2) 当審査会で確認したところ、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙と異議申立人が主張する関係漁業権者の漁獲高の減少等の被害等とは、関係性を有しているとは言えず、公開することにより保護される利益の存在を認めることは困難である。</p> <p>(3) 他方、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙を公開することとなれば、上記 1 (3) のとおり、当該組合の正当な利益を害するおそれがあることが認められる。よって、公開することによる利益を保護する必要性が、公開しないことによる利益を保護する必要性を上回るとはいえない。</p> <p>(4) したがって、本件組合長発言乙及び本件組合長発言丙は、公開することが必要であると認められる情報であるとは認められないことから、条例第 5 条第 2 号ただし書には該当しないと判断する。</p> <p>3 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができる」として、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>(2) 本件検討内容は、実施機関が本件事案に対する処分等を検討するにあたり、今回の処分等を適用した理由や処分等に至る実施機関の検討状況を記載したものである。</p> <p>当審査会で確認したところ、本件検討内容を公開した場合、実施機関が不利益処分を行う際の基準等が明らかになり、漁業法令の取締りに係る事務に関し、違法若しくは不当な行為を容易にする蓋然性が認められる。</p> <p>したがって、本件検討内容は、本号アに規定する「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものと認められるため、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 28 年 8 月 8 日 (答申第 619 号)</p>

情報公開審査会答申第 620 号の概要

件名	特定事業における事業者選定採点表一部非公開の件（諮問第 695 号）		
請求文書の概要	特定県立高等学校跡地利活用事業（以下「本件事業」という。）における特定県立高等学校跡地利活用に係る事業者選定評価委員会公募型プロポーザル方式仮採点表（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 27 年 7 月 21 日	諾否決定年月日	平成 27 年 8 月 4 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（財産経営課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>本件行政文書に記載された採点を行った事業者選定評価委員会委員（以下「本件委員」という。）の氏名を公開することにより、次のような支障を生じるおそれがあり、今後、同種の事務を実施する際、事業者選定の円滑な遂行に著しい支障が生じると認められるため、条例第 5 条第 4 号に該当するものとして、本件委員の氏名（以下「本件非公開情報」という。）を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったものである。</p> <p>(1) 本件非公開情報を公開することとすると、今後予定している同種の事業において、採点を行う同種の委員会委員に対して、個別に、評価点についての不服や批判が向けられるおそれがある。</p> <p>(2) 同種の委員会委員に対して個別的批判等が向けられる可能性が生じると、当該委員において、かかる負担を極力回避したいという心理が働き、当該委員の見識や信念に従った評価が行われず、公正・中立な事業者選定がなされないおそれがあり、今後予定している同種の事業を実施する際に、適切な選定ができないという支障が生ずるおそれがある。</p> <p>また、かかる負担を回避するために、同種の委員会委員への就任そのものを躊躇する者が出てくるおそれがあり、今後予定している同種の事業を実施する際に、適任者を配することができなくなるおそれがある。</p> <p>(3) 本件事業において、本件委員に就任依頼をする際や、仮採点を依頼する際に、採点結果の取扱いについて説明を求められ、誰がどのような採点をしたかについては公開しないことを説明しており、こうした中であって当該委員名を公開することは、信義則に反することとなる。</p> <p>(4) 本件事業とは別の同種の事業にあっても、同種の委員会委員への就任を依頼するに際して、委員候補者から繰り返し採点結果の取扱いに関する説明を求められており、委員候補者の中には、採点内容が公開され、当該採点を行った当該委員に対して個別的批判等が向けられることに極めて強い懸念が示されるなど、黙示的にはあるが、採点内容の公開を行う場合には、同種の委員会委員への就任を控える旨の意思が確認されているところである。</p> <p>(5) また、異議申立人は、本件委員が公務員であることを以って、説明責任という観点から本件非公開情報が条例第 5 条第 4 号には該当しないとしているが、次の点において、かかる主張には理由がない。</p> <p>ア 異議申立人は、本件委員が全て公務員である旨主張しているが、行政機関出身委員は格別、民間出身委員は公務員には当たらない。すなわち、地方公務員法第 3 条第 3 項第 2 号では、「法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの」が特別職の公務員とされているところ、本件委員会は、要綱により設置された会議体であって、本件委員の選任にあたり、委嘱等の任命行為は行っていないことから、同法にいう「非常勤のもの」にはあたらないためである。</p> <p>なお、本件委員が、同法第 22 条にいう「臨時的任用職員」に当たらないのは明らかである。</p> <p>イ 本件委員のうち、行政機関出身委員は公務員であるが、公務員としての身分を有していようと、本件非公開情報を公開することで、今後予定されている同種の事業にあつて、同種の委員会委員が自らの見識や信念に従った評価を行うことが妨げられ、公正・中立な事業者選定がなされないおそれがあることや適任者の確保に支</p>		

	<p>障を生ずるおそれがあることに変わりはない。</p> <p>(6) なお、異議申立人は、実施機関が、条例第5条第4号アからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張しているが、本件処分は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するとしたものであって、アからオまでのいずれかに該当するとしたものではない。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>異議申立人は、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書イ又はウに該当することを理由に、公開するよう主張しているが、かかる主張は、本号ただし書の解釈を誤ったものであり、適当でない。</p> <p>すなわち、本号ただし書は、本号本文に該当する非公開情報であっても、本号ただし書に該当する場合には、公開する旨を定めるものであり、本号本文に対する抗弁としてしか主張しえないものである。</p> <p>しかるに、異議申立人は、条例第5条第4号に基づき一部非公開とした本件処分に対し、同条第1号ただし書イ又はウの適用を主張するものであって適当でない。</p>
<p>不服申立 年月日</p>	<p>平成27年8月10日</p>
<p>不服申立て の趣旨</p>	<p>1 条例第5条第4号該当の点について</p> <p>本件処分は、条例第5条第4号に該当するとされ、実施機関は、その理由として、県が行う事業者選定事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しているが、次のように、かかる説明には理由がない。</p> <p>(1) 実施機関は、条例第5条第4号該当を理由に本件処分を行っているが、本号のアからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である。</p> <p>また、実施機関は、本号アからオまでに該当する情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものも本号に該当するものとして非公開とできる旨説明しているが、これを認めると、非公開理由に対する反論が不可能となり不当である。</p> <p>(2) 実施機関は、条例第5条第4号にいう「おそれ」について、独自の見解を述べているにすぎず、法的保護に値する蓋然性を有するか否かについて言及しておらず、理由付記として不当である。</p> <p>(3) 本件委員は、地方自治体職員である者（以下「行政機関出身委員」という。）と地方自治体職員でない者（以下「民間出身委員」という。）により構成されているところ、行政機関出身委員は業務として採点しており、また、民間出身委員は、報酬を得て採点していることを考慮すれば、本件非公開情報を非公開とすることは、県政を託した県民に対し県がその諸活動を説明することを県の責務と定める条例第2条に反するものであって、実施機関の責務の放棄である。</p> <p>(4) 本件委員のうち、民間出身委員は地方公務員法第3条第3項第2号に該当する公務員である。したがって、本件委員全員が公務員であるところ、公務員として採点した以上、説明責任の観点から採点結果が公開されるのは当然のことである。採点が正しければ、実施機関が主張する、採点を行った当該委員への個別的批判等が生じるおそれはないはずである。仮に、採点を行った当該委員への個別的批判等があったとしても、それは公務員として当然のことであり、かかるおそれを理由に条例第5条第4号に該当するということとはできない。</p> <p>(5) 本件事業は、平成27年7月13日に、神奈川県議会において、本件事業の対象となっている不動産の処分に係る議案が可決されており、既に事業としては終了している。本件行政文書に係る公開請求は、同年同日以後に行ったものであることを踏まえると、本件非公開情報を公開したとしても、既に事務事業に支障は生じないはずであり、条例第5条第4号に該当するということとはできない。</p> <p>(6) 神奈川県情報公開審査会答申第265号（以下「答申第265号」という。）では、「特定の県立高校の不動産処分に関する県有地・県有施設利用調整会議の議事録に記録されている特定自治体の情報」について、補足的にはあるが、「実施機関は、本件行政文書に記載されている本件自治体の情報を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼすとともに、今後の県と本件自治体との間の事務の遂行に当たり、支障が生じると説明している。しかし、地方自治体が政策を決定するに当たっては、事前に関係団体等と調整を行うことは当然であり、政策決定がされた現時点において、県と本件自治体との間で事前に何らかの調整が行われていたであろうことは、一般的に推測できること</p>

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>である。また、本件自治体もまた、本件自治体の住民に対して説明責任を有することを考慮すると、本件行政文書を公開することにより、本件自治体の運営に影響を及ぼしたり、今後の事務の遂行に支障が生じるとは認められないことから、条例第5条第4号に該当しないものと判断する。」として、条例第5条第4号には該当しないという判断が示されている。よって、本件非公開情報についても、同答申と同様に条例第5条第4号には該当しない。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当の点について</p> <p>(1) 条例第5条第1号ただし書イ該当の点について 本件委員会における事業者選定は、公的な色彩を持つ公人としての行為であり、これらの選定行為は、広く県民等の正当な関心事であり、社会の注目又は関心と呼ぶものである。 よって、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書イにいう「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当し、公開すべきである。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当の点について 本件委員は、その全てが公務員にあたるため、条例第5条第1号ただし書にいう「公務員等」に該当し、本件非公開情報は、条例第5条第1号ただし書ウに基づき、公開すべきである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成27年8月13日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 条例第5条第4号該当性について</p> <p>(1) 異議申立人は、実施機関が条例第5条第4号のアからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張している。しかし、実施機関は、本号のアからオまでのいずれかではなく、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして本件処分を行っていることが認められ、この点について、異議申立人の主張には理由がない。</p> <p>(2) また、異議申立人は、条例第5条第4号にいう「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも本号に該当するものとして非公開とできるとすると、非公開理由に対する反論が不可能となり不当である旨主張している。しかし、同条同号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示し、本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すもので、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。よって、異議申立人の主張を採用することはできない。異議申立人の主張する非公開理由に対する反論の可否は、実施機関による理由付記の程度にかかわる問題であって、本号の適用を否定する理由にはならないものである。</p> <p>(3) さらに、異議申立人は、実施機関が条例第5条第4号にいうおそれについて、法的保護に値する蓋然性を有するか否かについて言及していない旨、また、本件事業は既に終了しており、事務事業に支障が生じるおそれがない旨主張している。しかし、実施機関の説明によると、本件委員に委員就任を依頼する際等に採点結果の取扱いについて説明を求められており、また、別の同種の事業を実施するに際しても、委員候補者から採点結果の取扱いに関する説明を繰り返し求められているという事実が認められ、中には、採点内容が公表され、採点を行った当該委員に対し個別的批判等が向けられることに極めて強い懸念を示す者がいるなど、本件非公開情報を公開することにより、今後予定されている同種の事業において、同種の委員会委員の確保に支障をきたすおそれがあると認められる。加えて、こうした本件委員等の反応を踏まえると、採点を行った当該委員に対し、個別的批判等が向けられるおそれが生じ、かかる批判等にさらされる負担を極力回避したいという心理から、当該委員が自らの見識や信念に従った評価を行うことが妨げられ、公正・中立な事業者選定がなされないおそれがあり、今後、同種の事業を実施する際に、適切な選定ができないという支障が生ずるおそれもあると認められる。</p> <p>(4) よって、実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(5) なお、異議申立人は、本件委員が公務員に該当することを前提に、説明責任の観点から、本件非公開情報が公開されるのは当然である旨主張しているが、本件委員が公務員としての身分を有しているか否かにかかわらず、前記1(3)のとおり、本件非公開情報を公開することによって、今後予定されている同種の事業に支障が生じるおそれがあると認められることから、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。</p> <p>(6) また、異議申立人は、答申第265号を引用し、本件非公開情報が条例第5条第4号に該当しない旨主張しているため、この点について、以下、検討する。</p> <p>ア 同答申は、「特定の県立高校の不動産処分に関する県有地・県有施設利用調整会議の議事録に記録されている特定自治体の情報」(以下「議事録」という。)の条例第5条第4号該当性について、既に政策決定された事項であり、当該特定自治体と既に調整が行われているであろうことが推認されること、また、当該特定自治体が地元住民への説明責任を有していることから、議事録を公開したとしても、当該特定自治体の運営に影響を及ぼすことはなく、今後行われる県と当該特定自治体間の事務の遂行にも支障は生じない旨を補足的に判断している。</p> <p>イ しかし、同答申では、議事録には、発言者名や具体的な発言内容の記載もなく、端的に会議の審議結果が記載されているに過ぎないとされているところ、本件行政文書にあっては、評価項目毎に、本件委員が行った採点結果が記載されており、公開請求の対象となる文書の性質を大きく異にしていると言わなければならない。</p> <p>よって、同答申の判断を、本件に当てはめることは妥当でなく、この点に関する異議申立人の主張は採用することができない。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>異議申立人は、本件非公開情報が、条例第5条第1号ただし書イ又はウに該当することを理由に公開するよう主張しているが、前記1(3)のとおり、本件非公開情報は、同条第4号に該当すると認められるため、同条第1号ただし書イ又はウの該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年9月9日(答申第620号)</p>

情報公開審査会答申第 621 号の概要

件名	特定学校の敷地及びその周辺の図面非公開の件（諮問第 701 号）		
請求文書の概要	特定法人が特定の県立学校の敷地及びその周辺で想定している特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置が分かる図面		
請求年月日	平成 27 年 12 月 14 日	諾否決定年月日	平成 28 年 2 月 4 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	教育委員会（まなびや計画推進課：平成 28 年度から教育施設課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 2 号及び第 5 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>(1) 本件行政文書を提供した第三者（特定法人）に意見照会した結果、文書の公開によって支障（不利益）がある旨の回答があった。その概要は、次のとおりである。</p> <p>ア 特定工事を含む特定事業の計画は、現在、付近の地権者及び行政関係者と協議を進めているところであり、本件行政文書は、特定工事の計画に伴い特定の県立学校と事前協議を行うために使用している未確定かつ変更の可能性のある内容である。</p> <p>イ 本件行政文書が公になると特定工事の検討内容（構造物及び仮設道路の位置、範囲等）について、様々な憶測を呼び、協議の混乱などが想定され、事業の円滑な推進が妨げられるという不利益を受ける可能性があり、このことは、特定法人の特定事業の正当な利益を害するおそれがある。</p> <p>(2) 実施機関では、こうした第三者（特定法人）からの意見及び条例の趣旨を踏まえて、総合的に検討した結果、次のとおり判断した。</p> <p>本件行政文書は、特定法人の特定事業に関する法人の内部情報であり、協議・検討のために提示された未成熟かつ未確定な情報で、外部へ公表することを想定していない情報であり、公開することにより、法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 2 号に該当するため非公開とした。</p> <p>2 条例第 5 条第 5 号該当性について</p> <p>本件行政文書は、特定法人が特定の県立学校敷地の一部借用を希望するにあたり、実施機関の要請を受け、「非公表」「教育環境への影響を検討する作業のため」という条件の下に任意に提供された情報である。</p> <p>また、本件行政文書に記載されている特定工事及び当該工事に関連する仮設道路等の情報は、特定の県立学校の樹木等への影響範囲を検討するための参考図であり、協議用資料として提示された未成熟かつ未確定な情報である。</p> <p>こうした中で、本件行政文書を公開することは、提供元である特定法人との信頼関係が損なわれるとともに特定事業の円滑な遂行に影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>実施機関では、こうした情報の入手の経緯及び条例の趣旨を踏まえて、総合的に検討した結果、次のとおり判断した。</p> <p>本件行政文書は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等における通例として公にしないこととされているものであり、当該情報の性質に照らして非公開とすることが合理的であると認められることから、条例第 5 条第 5 号に該当するため、非公開とした。</p> <p>3 条例第 5 条第 2 号及び第 5 号ただし書き該当性について</p> <p>本件行政文書は、特定法人が特定の県立学校の敷地及びその周辺で想定している特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置が分かる図面であり、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、非公開情報であっても公開することが必要であると認められる情報ではないことから、同条第 2 号ただし書き及び第 5 号ただし書きに該当しないと判断したものである。</p>		
不服申立年月日	平成 28 年 2 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件行政文書は、既に特定法人のホームページ、特定法人による住民説明会などにより概略が公開されている文書である。</p> <p>また、特定法人による中心線測量により設置された杭により、位置、場所が現地で明確化しており、実態として公開状態にある。</p> <p>さらに、情報公開請求している土地について、線路部分は特定鉄道事業者が、道路部</p>		

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>分は特定自治体が、特定の県立学校用地部分は神奈川県が所有しており、所有権の移転は不可能である。よって、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとはいえず、条例第5条第2号による公開拒否の理由には当たらない。</p> <p>2 条例第5条第2号、第5号ただし書の例外規定に、特定工事の用地内の移転対象住民、道路利用者、授業環境の変わる生徒は当てはまるのではないか。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成28年3月3日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>実施機関が、特定の県立学校の敷地及びその周辺の図面に関する文書を非公開としたことは、妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第2号本文該当性について</p> <p>ア 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。</p> <p>イ 当審査会が確認したところ、本件行政文書には、特定事業の実施に伴う特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置及び範囲に関する情報が記載されている。そして、本件行政文書は、特定法人が特定工事等の事業用地として特定の県立学校用地の借地を希望していることから、実施機関において当該工事等の施工が当該学校の教育環境に及ぼす影響を検討し、事前協議を行う目的で、特定法人から提供を受けたものである。</p> <p>そのため、当該工事等の位置及び範囲は、特定法人と実施機関との間の協議が整った後でなければ確定し得ず、当該協議の結果によっては変更されることもあり得るものであり、これらはいずれも未確定な情報であると認められる。</p> <p>これらの未確定な情報が、必要な補足説明を伴わないまま公開された場合、特定事業の検討内容が、特定法人の意図に反して用いられることで、様々な誤解や憶測を呼び、付近の地権者及び行政等関係者との協議の混乱などが生じることで、当該事業の円滑な推進が妨げられ、特定法人の正当な利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>よって、本件行政文書記載の情報は、条例第5条第2号に該当すると判断する。</p> <p>なお、異議申立人は、情報公開請求している土地について、線路部分は特定鉄道事業者が、道路部分は特定自治体が、学校用地部分は神奈川県が所有しており、所有権の移転は不可能であることから条例第5条第2号に該当しない旨を主張しているが、本件行政文書は、前記のとおり条例第5条第2号に該当すると認められることから、異議申立人の主張は採用することができない。</p> <p>(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には例外的に公開できる旨規定している。</p> <p>イ 当審査会が確認したところ、本件行政文書に記載された情報は、特定法人が特定の県立学校の敷地及びその周辺で想定している特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置が分かる図面であり、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないことから、条例第5条第2号ただし書には該当しないと判断する。</p> <p>2 条例第5条第5号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第5号本文該当性について</p> <p>ア 条例第5条第5号本文は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開とすることができると規定している。</p> <p>イ 本件行政文書の提出の経緯について、実施機関は、特定法人が特定の県立学校用地の一部借用を希望するにあたり、特定の県立学校内にある樹木等への影響範囲を検討するために、特定法人から教育委員会に提出された協議用資料であり、実施機関の要請を受け、「非公表」、「教育環境への影響を検討する作業のため」という条件の下に任意に提供された情報であると説明している。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続 き)</p>	<p>ウ 本件行政文書に記載された文言から、本件行政文書については、公開しないことを条件に任意に提出することについて合意していたことが認められる。</p> <p>エ 本件行政文書には、特定事業の実施に伴う特定工事及び当該工事に関連する仮設道路の位置及び範囲に関する情報が記載されており、これらの位置及び範囲は、上記1(1)イのとおり、いずれも未確定なものと認められる。</p> <p>これらの未確定な情報が記載された行政文書は、第三者に内容を明らかにすることを前提として作成された文書とはいえ、法人等における通例として公にしないものであって、特定法人が実施機関に本件行政文書を提出するに当たって公にしないとの条件を付することは合理的であったと認められる。</p> <p>オ したがって、本件行政文書は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であり、公にしないとの条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ、条例第5条第5号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第5号ただし書該当性について</p> <p>ア 条例第5条第5号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。</p> <p>この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生しているか又は過去に生じた事態から類推して将来そのような危害等が発生することが予測される状態が存在している場合であって、このような危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要であると認められる情報について規定したものである。</p> <p>イ 当審査会で確認したところ、本件行政文書に記載されている情報は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないことから、条例第5条第5号ただし書に該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年10月13日(答申第621号)</p>

情報公開審査会答申第 622 号の概要

件名	交通事故の統計に関する帳票一部非公開の件（諮問第 692 号）		
請求文書の概要	神奈川県警察本部（以下「県警」という。）交通部が、交通事故統計（以下「統計」という。）への死亡事故として計上すべき事案か否かの判断（以下「計上判断」という。）を行った結果、統計に計上しないと判断したもの及び計上の判断を保留するものについて、その理由等を明らかにするために作成される交通事故統計計上検討表（以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 27 年 1 月 26 日	諾否決定年月日	平成 27 年 3 月 25 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県警察本部（交通総務課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>（1）保留の項目のうち保留をした月日、計上判断審査会開催日及び検討状況の月日（以下「事故に係る月日」という。）</p> <p>事故に係る月日のうち保留をした月日は、本件行政文書を作成して計上を保留した月日であり、県警交通部交通総務課事故対策官（以下「事故対策官」という。）は、警察署等から交通死亡事故（以下「死亡事故」という。）と疑われる事案の速報を受けると、計上判断が直ちにできる場合を除いて、本件行政文書を作成し、保留をした月日を記載しており、速報は、通常、事故発生日になされるため、保留の月日は、事故発生日と同日又は近接した日である。</p> <p>また、検討状況の月日は、最終的な計上判断をするまでの間、1 か月ごとに本件行政文書を県警交通部長に報告し、この報告を行った月日を記載するため、事故発生日から概ね 1 か月後、2 か月後の月日が記載される。</p> <p>さらに、計上判断審査会開催日は、事故対策官の一次的な計上判断を審査するために開催する、計上判断審査会の開催日を記載しており、1 か月以上計上を保留している事案については、1 か月後、2 か月後の検討状況の月日から、また、計上の保留が 1 か月未満の事案については、保留をした月日から、原則として 30 日以内の月日が記載される。</p> <p>したがって、事故に係る月日は、公開することにより、死亡事故の発生日、計上日等が推測され、審査請求人に対して別途公開した死亡事故一覧表及び報道記事等容易に取得し得る他の情報（以下「すでに公開された情報」という。）と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が識別され得る情報であることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>（2）保留の項目のうち計上の判断を保留する理由及び検討状況の内容（以下「事故の原因等」という。）及び統計外項目及び統計外項目に該当すると判断した理由（以下「統計外項目判断理由」という。）</p> <p>事故の原因等及び統計外項目判断理由は、病死、自殺、転落等当事者の死亡原因（以下「当事者の死因」という。）、病歴、家庭環境及び職場環境（以下「事故の背景」という。）並びに事故発生状況の情報が記載される。</p> <p>また、統計外項目は、死亡事故として計上しない場合に、その理由がどの統計外項目に該当したからであるかを明らかにするため、当事者の死因及び事故発生状況がチェック方式で記載されている。これらは個人の心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係する情報であるとともに、事故発生日が特定され、すでに公開された情報と照合することで、当事者の特定が可能になるとすれば、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p> <p>（1）条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について</p> <p>県警は、報道機関に対し、事件事故等の広報をする場合は、通常広報文を発出し、広報しているが、自殺の場合、原則として広報はしない。死亡事故か否かが判明しない事案が発生し、広報した後、捜査の結果、病死や自殺と判明しても、当事者の死因を新たに広報することはない。</p> <p>したがって、当事者の死因は、第 5 条第 1 号ただし書イに規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>(2) 条例第5条第1号ただし書エ該当性について        事故の原因等及び統計外項目判断理由の内容には、当事者の死因、事故の背景といった明白にプライバシーに関する情報が記載されており、統計の正確性をチェックするために公開されるべき性質の情報とは認められない。        したがって、事故の原因等及び統計外項目判断理由は、条例第5条第1号ただし書エに該当する人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には該当しない。</p> <p>(3) 条例第5条第1号ただし書ア及びウ該当性について        実施機関が非公開とした判断した情報は、条例第5条第1号ただし書アに規定する「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、又は同号ただし書ウに規定する「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」とは認められないため、条例第5条第1号ただし書ア及びウには該当しない。</p> <p>(4) 条例第5条第6号該当性について        統計外項目判断理由には、警察が死亡事故の発生現場及び関係場所において行った捜査の内容、結果等が記載されるとともに、これを踏まえ、統計外項目に該当すると判断した理由等が記載されている。これらの情報が公開されると、自殺等が疑われる事故について、警察が実施する捜査の内容や自殺等であるか事故であるかを判断する基準が明らかとなり、犯罪を企図する者が自殺等を装った事故を起こすこと等を容易にするおそれがあり、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であることから、条例第5条第6号に該当する。</p>
<p>不服申立 年 月 日</p>	<p>平成 27 年 5 月 28 日</p>
<p>不服申立て の 趣 旨</p>	<p>1 本件行政文書に関して、条例第5条第1号に該当するとの理由で一部公開処分となったが、発生日時、発生場所及び当事者がすべて非公開になっている上、平成25年から2年分の数十枚の本件行政文書から個人を識別することは不可能で、実施機関が非公開とした情報のうち統計外項目と保留の項目まで非公開にするのは、情報の過保護で不相当であり、特定個人の利益も害さず、特に統計外項目については公開が適当である。</p> <p>2 実施機関は、過去に捜査の結果、死因や自殺の認定まで発表していることから、死因についての発表は慣行であり、自殺についても「人格と密接に関係する情報」として伏せている様子は見られず、自殺と断定しなくても、自殺とわかる情報を発表していたことを考えると「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると考えられ、こと報道機関に対して情報を公開することは適当である。</p> <p>3 交通事故において、捜査資料等の情報一切は県警交通部に集中され、交通事故か自殺によるものなのかの判断は同部単独で行われており、判断が適正か否かチェックする機関もない。交通政策を決める上で重要な指針となる統計において、交通事故の死者数が少なくなるよう判断していた場合、警察が本来取るべき対策が取られなくなるとともに、警察以外の交通安全団体による政策にも関わり、本来は亡くならず済んだ人が交通事故で亡くなる事態につながる。したがって、情報公開により、県警交通部がどのような判断をしているか確かめ、不適切な判断であれば問題を指摘し、是正を求めることができ「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」に該当し、公開されるべき情報である。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 27 年 6 月 17 日</p>
<p>審査会 の 結 論</p>	<p>実施機関が、本件行政文書を一部非公開としたことは、妥当である。</p>

審査会の  
判断理由

- 1 条例第5条第1号該当性について
- (1) 条例第5条第1号本文該当性について
- ア 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。
- イ 発生所属、発生日時、発生場所、当事者の氏名・年齢・種別・備考及び事故概要（以下「事故の内容」という。）について
- 事故の内容は、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人は識別されないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- ウ 事故に係る月日について
- 事故に係る月日のうち保留をした月日は、事故発生日と同一日又は近接した日、検討状況の月日は、事故発生日から概ね1か月又は2か月後の月日が記載されている。
- また、計上判断審査会開催日は、保留をした月日又は検討状況月日から、原則として30日前後の月日が記載されており、直ちに事故発生日を特定できる情報であるとは認められないものの、保留をした月日及び検討状況の月日と関連し、事故発生日を推測し得る情報であると認められる。
- したがって、事故に係る月日は、公開することにより、死亡事故の発生日、計上日等が推測され、すでに公開された情報と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- エ 本部長報告日及び決裁日
- 本部長報告日及び決裁日は、事故に係る月日と同様に、すでに公開された情報と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が識別され得る情報であることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- オ 事故の原因等及び統計外項目判断理由について
- 事故の原因等及び統計外項目判断理由は、当事者の死因、事故の背景及び事故発生状況の詳細な情報が記載されていると認められる。
- したがって、事故の原因等及び統計外項目判断理由は、個人の心身に関する情報であり、また、すでに公開されている情報と照合することにより、当該死亡事故の発生日時、場所等が明らかとなり、当事者が特定され得る情報であるとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- カ 警部補以下の階級にある警察官の印影について
- 警部補以下の階級にある警察官の印影は、個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。
- (2) 条例第5条第1号ただし書該当性について
- ア 条例第5条第1号ただし書イ該当性について
- (ア) 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。
- (イ) 審査請求人は、実施機関が過去に捜査の結果、死因や自殺の認定まで発表しており、死因についての発表は慣行であり、自殺についても人格と密接に関係する情報として伏せている様子は見られないことから、当事者の死因は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると主張している。
- (ウ) 審査会が確認したところ、実施機関は、原則として広報文に死因は記載しておらず、記事に掲載されている死因は、報道機関の独自取材等によって知り得た情報であるものと推測されるため、当事者の死因は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。
- (エ) また、警部補以下の階級にある警察官の印影は、警部補以下の階級にある警察官の氏名が神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されておらず、慣行として公にされている情報ではないことから、警部補以下の階級にある警察官の印影についても、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。
- イ 条例第5条第1号ただし書エ該当性について
- (ア) 条例第5条第1号ただし書エは、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開をすることが必要であると認められる情報」については公開することを規定している。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">審査会 の理由 (続)</p>	<p>(イ) 同号ただし書エの規定は、人の生命、身体等への危害等が現に生じているか又は将来そのような危害等の発生が予測される状態が存在している場合、県民を保護するために公開することが公益上必要であると認められる情報は公開することを定めており、公開することにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、人の生命、身体等の保護の必要性が上回る場合には、当該情報を公開するものであると認められる。</p> <p>(ウ) 事故の原因等及び統計外項目判断理由には、実施機関が行った捜査等の結果、判明した当事者の死因、事故の背景及び事故発生状況の情報が記載されており、これらは心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものであるため、これを公開することにより害される権利利益より、統計の正確性をチェックし、死亡事故を抑止して人の生命、身体等を保護するという公益上の必要性が上回ると判断することは困難である。</p> <p>(エ) したがって、事故の原因等及び統計外項目判断理由は、条例第5条第1号ただし書エに該当しないものと判断する。</p> <p>ウ 条例第5条第1号ただし書ア及びウ該当性について  実施機関が非公開とした情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」とは認められないため、条例第5条第1号ただし書ア及びウのいずれにも該当しないものと判断する。</p> <p>2 条例第5条第6号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。</p> <p>(2) 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、統計外項目判断理由の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。</p> <p>(3) 統計外項目判断理由に記載のある警察の捜査内容や判断基準に関する情報が公開されると、自殺が疑われる事故等について、警察が行う捜査や自殺、事故等の判断が明らかとなり、殺人を企図する者が自殺を装った事故を発生させるなど、犯罪の発生を容易にすることが予想されることから、実施機関が犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると判断した場合には、合理的な理由があると認められる。</p> <p>(4) したがって、統計外項目判断理由は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 28 年 10 月 19 日 (答申第 622 号)</p>

情報公開審査会答申第 623 号の概要

件名	特定学術総会に関する文書不存在の件（諮問第 696 号）		
請求文書の概要	特定学術総会（以下「本件学術総会」という。）に関する文書		
請求年月日	平成 27 年 7 月 29 日	諾否決定年月日	平成 27 年 8 月 20 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	神奈川県知事（保健予防課：平成 28 年度から、がん・疾病対策課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>本件学術総会の講演等で扱われる高度な医療専門知識や本件学術総会を開催する学会の会員（以下「本件学会員」という。）であることは、知事部局において精神保健福祉法の施行に関する業務に携わるための必須条件ではない。 したがって、本件学会員であるかどうかは業務遂行に一切関係なく、知事部局内に業務として本件学会員の資格を保有している職員はいない。</li> <li>がん・疾病対策課及びその所管する出先機関である精神保健福祉センターでは、業務として本件学術総会に出席した職員はいない。また、職員の人事異動も、一般の所属と同様、3年から5年の間隔で行われており、高度の専門性が要求されているわけではない。</li> <li>知事宛に本件行政文書は送付されていないし、知事からも請求していない。</li> <li>したがって、本件行政文書について、作成又は取得をしておらず、本件に関する情報を保持していない。</li> </ul>		
不服申立年月日	平成 27 年 8 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県には、精神科病院を擁する病院機構以外に、知事部局にも、障害・医療・福祉関係の職員がおり、精神障害・知的障害に係る業務を遂行する職員が多くいる中であって、本件学術総会に誰一人参加しなかったとは考えられない。少なくとも、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条及び第 38 条に係る書類が存在するはずである。</li> <li>私本件学会員ではないが、本件学術総会に出席した。その際、保健福祉事務所や児童相談所の職員が出席しており、当該所属において、公開請求の対象となる文書を保管しているはずである。</li> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づき都道府県に設置される精神保健福祉センターが神奈川県にもあるはずで、当該所属職員も出席していたのではないか。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 27 年 9 月 14 日		
審査会の結論	実施機関が、特定学術総会に関する文書は不存在であるとして、公開を拒んだことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>○本件行政文書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本件行政文書は、本件学術総会に関する文書であり、当審査会が確認したところ、本件学術総会とは、精神医学、神経学、精神医療等の分野に関する催しであり、本件学術総会を主催する学会の代議員総会、講習会・研修会等が開催され、主に本件学会員である医療関係者等の専門家その他当事者等が参加するものと認められる。</li> <li>当審査会が確認したところ、これらの分野に関する知事部局の所掌事務としては、「精神保健福祉法の施行に関すること」が該当し、具体的には「がん・疾病対策課」が、精神保健医療対策の総合調整として、精神科救急医療体制整備の企画・調整、精神保健福祉審議会（精神保健福祉法第 9 条に基づき設置）等の業務を、「精神保健福祉センター」（同法第 6 条に基づき設置）が、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談指導事業、精神医療審査会（同法第 12 条に基づき設置）等の業務をそれぞれ担任している。</li> </ul> <p>なお、県における「精神科医療」に関しては、地方独立行政法人神奈川県立病院機構に属する精神科病院である「精神医療センター」において実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>このように、知事部局が所掌する各業務については、本件学術総会で取り扱われる分野との関連性は認められるものの、実施機関は、精神科医療を行う医師、医療機関その他の関係機関との協力・連携のもと、精神保健福祉法に基づく行政事務を遂行している</li> </ul>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>に過ぎないことから、必ずしも本件学術総会で扱われるような精神医学、精神医療等における専門知識が必要であるとは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ したがって、本件学術総会の講演等で扱われる高度な医療専門知識や本件学会員であることが、実施機関の業務に携わるための必須条件ではなく、業務として本件学術総会に出席した職員はいないことから、本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。</li> </ul> <p>なお、仮に、職員が業務ではなく私的に本件学術総会に参加していたとしても、前記のとおり、実施機関は了知しないところであるから、本件行政文書を取得せず、管理もしていないと認められる。</p> <p>○ その他</p> <p>異議申立人が2番目の主張をしたことから、当審査会では、条例第19条第3項の規定により、児童相談所(5所属)及び保健福祉事務所(9所属)に対して確認したところ、これら全ての所属において、業務として本件学術総会に出席した職員はおらず、また、本件行政文書が送付された事実もなく、送付を請求した事実もなかった。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年11月17日(答申第623号)</p>

情報公開審査会答申第 624 号の概要

件名	特定病院の特定問題に関する文書一部非公開の件（諮問第 697 号）		
請求文書の概要	<p>1 特定病院における精神保健指定医の指定取消（以下「本件事件」という。）に関する文書（平成 27 年 4 月 15 日付け厚生労働省プレスリリース、同年 5 月 14 日付け起案文書、同月 26 日を施行日とする同月 25 日付け起案文書（以下「平成 27 年 5 月 25 日付け起案文書（その 1）」という。）、同月 27 日を施行日とする同月 25 日付け起案文書（以下「平成 27 年 5 月 25 日付け起案文書（その 2）」という。）、同年 6 月 18 日付け起案文書、同年 7 月 8 日付け起案文書及び同月 10 日付け起案文書から構成される文書で、以下総称して「本件行政文書」という。）</p> <p>2 本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書</p>		
請求年月日	平成 27 年 7 月 30 日	諾否決定年月日	平成 27 年 8 月 20 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（保健予防課（平成 28 年度からがん・疾病対策課））
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>本件行政文書に記載された指定取消の処分を受けた精神保健指定医（以下「被処分者」という）の氏名等（以下「本件非公開情報」という。）は、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>なお、本件非公開情報のうち、次に掲げるものについては、以下のとおり、補足する。</p> <p>(1) 厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の職員氏名 厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の職員氏名は、同省の幹部職員名簿に記載されておらず、また、他に公になっているものでもないため、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当することはない。</p> <p>(2) 被処分者の指定医取得日 被処分者の指定医取得日は、初回に交付される指定医証の交付年月日とは一致するが、精神保健指定医の資格更新に伴う指定医証の更新により一致なくなり、また、精神保健指定医が通常診療に際して指定医証を提示する慣習があるとまでは言えない。したがって、被処分者の指定医取得日に公表慣行があるとは言えず、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当することはない。</p> <p>(3) 厚生労働省発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載された調査期間（個人）及び調査期間（病院） 厚生労働省発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載された調査期間（個人）は、同省が設定した調査期間である平成 22 年 2 月から平成 27 年 4 月までのうち、当該被処分者が特定の勤務先に勤務していた期間を記載したものであり、当該被処分者の勤務歴情報にあたり、条例第 5 条第 1 号に該当する。 また、調査期間（病院）は、平成 22 年 2 月から平成 27 年 4 月までのうち、被処分者が勤務していた特定の病院毎に、当該病院に被処分者が勤務していた期間を記載したものであるため、同号に該当する。</p> <p>(4) 被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号 指定医証番号は、指定医証に記載されているものであるが、前記(2)のとおり、精神保健指定医が通常診療に際して指定医証を提示する慣習があるとまでは言えないこと、また、その他の公表又は閲覧制度も設けられていないことから、公表慣行があるとは言えず、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当することはない。</p> <p>2 条例第 5 条第 2 号該当性について</p> <p>(1) 平成 27 年 4 月 30 日付け及び同年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレス 平成 27 年 4 月 30 日付け及び同年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線番号及び組織共用メールアドレスについては、当該特定病院の内部限りの情報であって、公開することにより、誹謗中傷等を目的とした問い合わせ等により正常な業務に支障をきたすおそれが認められるため、条例第 5 条第 2 号に該当する。</p> <p>(2) 県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名は、これを公開することにより、被処分者が勤務していたことが明らかとなり、何ら問題がなかった処分や診療行為等にまで疑義が持たれる等、当該病院の業務の遂行に支障が生ずるといった不利益を生じさせるおそれがあると認められるため、条例第5条第2号に該当する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について 平成27年5月22日付け及び同年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の内線電話番号及び個人用メールアドレスは、同省の内部限りの情報であり、公開することにより、誹謗中傷等を目的とした問い合わせ等により事務事業の遂行に支障を生じさせるおそれが認められるため、条例第5条第4号に該当する。</p> <p>4 診療報酬の不正・返還にかかわる文書の不存について 精神保健医療に係る診療報酬の不正及び返還に係る調査権限は、健康保険法第78条に基づき、厚生労働大臣が有していること、また、診療報酬事務そのものは厚生労働省地方厚生(支)局が所管していることから、実施機関が、本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書を作成、取得することはない。 また、異議申立人は、新聞報道上、本件事件に付随する診療報酬の返還について、本県が「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断していることから、当該判断に至る行政文書が存在するはずである旨主張するが、厚生労働省の見解である「処分されるまでの指定医としての行為は法的に有効」という前提に立てば、法律上当然に当該判断に至るものである。</p>
<p>不服申立 年 月 日</p>	<p>平成 27 年 8 月 24 日</p>
<p>不服申立て の 趣 旨</p>	<p>1 条例第5条第1号該当の点について (1) 厚生労働省問い合わせ先 厚生労働省プレスリリース及び同省発出調査依頼文に記載されている問い合わせ先担当者の職名、職員氏名、直通電話番号、内線電話番号及び個人メールアドレスについては、明らかに条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに該当する。 なお、平成27年4月15日付け同省プレスリリースについては、医薬品産業総合情報サイト「日刊薬行」において、現在も掲載されている。</p> <p>(2) 被処分者氏名 被処分者氏名については、次の理由により条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。 ア 既に厚生労働省がプレスリリースにより公表していること イ 以前にも同種の事例において同省がプレスリリースを行っており、公表慣行が認められること ウ 新聞報道により実名報道され、全国の図書館に配架された新聞からも閲覧が可能であること エ 内閣府情報公開・個人情報保護審査会(以下「国審査会」という。)平成16年度独情第20号及び第21号答申において、公務員でない医師の氏名であっても、その職の公的性質にかんがみて法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報に該当するとされていること オ 精神保健指定医の公的性質が強大であることにかんがみ、その情報を広く公表することは、国審査会平成17年度行情第299号答申において認められていること カ 精神保健指定医は特別職の公務員であること</p> <p>(3) 特定病院問い合わせ先 特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレスについては、一般人がインフォームド・コンセント等として電話で問い合わせれば履歴に残り、メールで問い合わせをすれば当該アドレスにより返信されると推定されるため、条例第5条1号ただし書ア及びイに該当する。</p> <p>(4) 被処分者が過去5年間に勤務したところのある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名 被処分者が過去5年間に勤務したところのある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名については、全ての都道府県及び指定都市に対して、医療法や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であり、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。</p>

不服申立て  
の趣旨  
(続き)

- (5) 被処分者の職歴一覧表
- ア 被処分者氏名  
被処分者の職歴一覧表のうち、被処分者氏名については、前記(2)のとおり、公開すべきである。
- イ 被処分者の指定医取得日  
被処分者の指定医取得日については、次の理由により、条例第5条第1号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。
- (ア) 精神保健指定医は、特別職の公務員であり、指定医取得日は職務遂行の内容に係る情報であること
- (イ) 精神保健指定医は、精神保健福祉法第27条の規定により、申請、通報又は届出のあった精神障害者又はその疑いのある者を診察するため、その者の居住する場所へ立ち入る場合には、その身分を示す証票（以下「指定医証」という。）を携帯し、関係人の求めがあった時にはこれを提示しなければならないとされているところ、指定医証には、指定医証の交付年月日が記載されている。病院において診察を行う場合においても、通常、求められればこれに準じた取り扱いが行われていること、指定医の職務全般に診療記録記載義務が課されていることなどを踏まえれば、指定医証の交付年月日はこれを公表しても社会通念上、被処分者の正当な権利利益を侵害するおそれのある情報とは認められない。
- (ウ) 行政の説明責任の観点から、公表慣行がある情報であると言えること
- (エ) 精神保健指定医は、医師の中でも精神障害者等の人権を制限する性質が強大であること
- (6) 調査期間（個人）、調査期間（病院）及び調査期間  
調査期間（個人）、調査期間（病院）及び調査期間について、これらの期間は、被処分者が当該病院に勤務していた期間と同一であるから、神奈川県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であり、条例第5条第1号ただし書アに該当する。
- (7) 被処分者勤務先病院名  
被処分者勤務先病院名については、精神保健福祉法の規定に基づく調査に関する文書を開示請求すれば開示される情報であって、公になっている情報に該当する。
- (8) 被処分者勤務先病院住所及び電話番号  
被処分者の自宅のものではなく、勤務先の住所であるから、医療法の規定等により公になっている情報であり、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。
- (9) 回答者問い合わせ先  
県発出調査依頼文に対する回答文書における問い合わせ先担当者氏名及び電話番号については、本件事件の重大性にかんがみ、また、行政の説明責任の観点からも公表慣行がある。条例第5条第1号が保護するのは個人情報のうち、公開することで私生活に不当な影響が予想される場合や個人の経歴評価について虚像を生み出す場合などを想定しており、重大事件を受けて行われた検証への協力について、その担当者の情報は病院の責任者に準じるものとしてその職責を以って担当しているものであり、上記のようなおそれは認められない。また、インフォームド・コンセントの権利を行使することで公になる情報であるから、条例第5条第1号ただし書ア及びイに該当する。
- (10) 被処分者によって行われた措置の年月日  
被処分者によって行われた措置の年月日については、被措置者の氏名や住所が分からない以上、これを開示したところで、被措置者が特定されたり、特定に至らないまでも被措置者の権利利益を害するおそれがあったりするとは推認できず、条例第5条第1号には該当しない。
- また、措置診察とは、行政処分を行うために強制的に身柄を拘束されているのであるから、被措置者の人権を擁護するための市民運動を展開するためにも、他の自治体と同様に開示すべきである。
- (11) 被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号  
精神保健指定医の氏名については、厚生労働省や同省の地方厚生（支）局に対して行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求を行えば、医師が精神保健指定医であるか否かの情報は開示されるため、条例第5条第1号ただし書アに該当する。
- また、指定医証番号については、指定医証に記載されているものであるため、前記(5)イ(イ)と同様の理由により、公開すべきである。

不服申立て  
の趣旨  
(続き)

- (12) 病院毎の被処分者数  
病院毎の被処分者数については、次の理由により条例第5条ただし書ア、イ及びウに該当する。
- ア 神奈川県内の精神病床を有する全ての精神科病院に対して医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、おのずと判明する情報であること
  - イ 行政の説明責任の観点から、公表慣行がある情報であると言えること
  - ウ 新聞報道から明らかな情報であること
  - エ 精神保健指定医は、特別職の公務員であり、被処分者数は職務遂行情報であること
- (13) 調査日時  
調査日時は、特別職の公務員として調査を行う日時のことであるから、職務遂行情報であり、条例第5条第1号ただし書ウに該当する。
- (14) 平成27年7月10日付け起案文書における精神保健指定医であるか否かの区分  
平成27年8月20日付け一部公開決定（以下「本件処分」という。）により開示された他の文書において開示されているため、開示すべきである。
- (15) 平成27年7月10日付け起案文書における常勤・非常勤の区分  
本件処分により開示された他の文書において開示されているため、開示すべきである。
- 2 条例第5条第2号該当の点について
- (1) 平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレス  
平成27年4月30日付け及び同年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線番号及び組織共用メールアドレスについては、問い合わせれば教示してくれるはずのものであり、また、既に他の自治体における情報公開請求の中で開示されていることを考えると、これらの情報を開示したとしても、当該特定病院の正当な利益を害するには至らないはずである。
- (2) 県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名  
県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名については、医療法や精神保健福祉法の規定に基づいて調査した文書一切を開示請求すれば、当該病院に勤務している医師名はおのずと判明するはずであるから、当該病院に被処分者が勤務していたことが明らかになったとしても、当該病院に不利益は生じないはずである。
- 3 条例第5条第4号該当の点について  
平成27年5月22日付け及び同年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の内線電話番号及び個人用メールアドレスについては、既に他の自治体における情報公開請求の中で開示されていることを考えると、これらの情報を開示したとしても、同省の事務事業に支障が生じないはずである。
- 4 条例第7条該当の点について  
精神保健指定医は、被措置者の意思に反して人権を制限し、強制的に被措置者を拘束、監禁し、入院加療させる強大な権限を持っているが、こうした精神科医療の現状は、障害者の権利に関する条約第4条、第8条、第10条ないし第12条、第14条ないし第17条、第21条、第22条及び第27条等の規定に明確に違反するものである。  
また、本件処分を妥当と判断することは、同条約第12条、第25条及び第31条ないし第33条に反することにもなる。  
このような条約違反に加え、精神科医療における関係者による精神障害者への蔑視、歴史的に行われてきた虐待等を踏まえれば、精神障害者とされた者の人権を擁護するためにも、本件非公開情報は、条例第7条に基づき、公開されるべきである。
- 5 診療報酬の不正・返還にかかわる文書の不存在について  
本件処分において、実施機関は、本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書が不存在であるとしているが、新聞報道によると、神奈川県では、本件事件に付随する診療報酬の返還について、「報酬の返還を求めるのは法律上難しい」と判断していることが見てとれる。したがって、その判断に至る行政文書が存在するはずである。

諮問年月日 平成27年9月14日

<p>審査会の論 審 査 会 の 論 結</p>	<p>実施機関は、本件行政文書のうち、その一部を公開すべきであるが、その余の部分为非公開としたことは妥当である。また、本件事件に付随する診療報酬の不正・返還にかかわる文書について、不存在であるとして公開を拒んだことは妥当である。</p>
<p>審査会 判 断 理 由</p>	<p>1 条例第5条第1号該当性について  (1) 平成27年4月15日付け厚生労働省プレスリリース  ア 条例第5条第1号本文該当性について  (ア) ファックス送信情報  同プレスリリースのうち、発信者所属名及びファックス文書番号は、発信者が個人でないことに照らせば、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。  (イ) 厚生労働省問い合わせ先  a 同プレスリリースのうち、厚生労働省の問い合わせ先担当者の職名及び職員氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  b 他方、問い合わせ先担当者の直通電話番号及び内線電話番号については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。  (ウ) 被処分者氏名  被処分者氏名は、個人に関する情報であって、個人を識別することができる情報であると認められるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。  イ 条例第5条第1号ただし書イ該当性について  平成27年4月15日付け厚生労働省プレスリリースは、その性質上、当然に報道されることを前提としていると認められる。したがって、前記ア(イ)a及び前記ア(ウ)のとおり、同号本文に該当する厚生労働省の問い合わせ先担当者の職名及び職員氏名並びに被処分者氏名であっても、「慣行として公にされ」た情報であると認められるため、同号ただし書イに該当すると判断する。  もともと、一旦、公にされた情報であっても、その事実を以って、以後、永続的に公開すべき情報となるわけではなく、当該情報の性質等にかんがみ、相当期間の経過により、公にされているとは認められなくなった時点にあっては、当該情報を非公開とすべきと解される。そして、相当期間の経過により公にされていると認められなくなったか否かを判断するにあたっては、経過した期間の長さのみならず、当該情報の性質、公表当時の公表形態と報道状況、現時点における公表継続の有無その他当該情報に関わる諸般の事情を考慮すべきであり、これらの事情を考慮した上で非公開情報として扱うことが社会通念上相当と認められる場合に、当該情報を非公開とすべきであると解される。  これを本件についてみると、同号本文に該当する厚生労働省の問い合わせ先担当者の職名及び職員氏名並びに被処分者氏名のうち、被処分者氏名は精神保健指定医としての指定を取消された者の氏名であり、その氏名の公表には結果的に社会的制裁の要素を含んでいると認められ、かかる情報については、その性質にかんがみ、相当期間の経過により、公にされているとは認められなくなった時点にあっては、非公開とすべきものと解される。  そこで、当該情報について、本件行政文書等に係る公開請求（以下「本件請求」という。）時にあって、既に公にされているとは認められない情報であったか否か、以下、検討する。  当審査会で確認したところ、本件行政文書に記載された被処分者に対する指定取消の処分は、平成27年4月及び6月になされ、厚生労働省から、紙媒体に限られるものの、被処分者氏名を含むプレスリリースが報道機関及び自治体宛に発出され、大きく報道されるとともに、新聞報道にあっては、被処分者氏名が報道されていることが認められる。また、本件請求は、直近のプレスリリースから約1か月後になされているに過ぎない。さらに、精神保健指定医は、精神保健福祉法に基づき、措置入院や行動制限の必要性を判定するといった権限を有していることにかんがみれば、指定申請時に指定医として著しく不適当と認められる行為があったことは、軽視することができないものである。加えて、指定医の再指定を受けるにあたり、指定医の指定取消後、5年を経過するまでは、厚生労働大臣はその指定をしないこと</p>

審査会の  
判断理由  
( 続 き )

ができるとされていること（精神保健福祉法第18条第2項）を考慮すれば、本件請求の時点において、被処分者氏名を非公開情報として扱うことは、社会通念上相当であるとは認められない。

よって、被処分者氏名については、本件請求時であっても、なお、条例第5条第1号ただし書イに該当するものとして、公開すべきと認められる。

なお、これらの事情を踏まえれば、現時点であっても、本件処分時から1年強あまりの期間の経過という事実のみを以って、その判断は左右されないというべきであり、上記判断を覆す他の特段の事情も認められないことから、同号ただし書イに該当するものとして、被処分者氏名は公開すべきである。

(2) 平成27年5月14日付け起案文書

同起案文書のうち、平成27年4月30日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院の問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレスについては、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

(3) 平成27年5月25日付け起案文書（その1）

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 厚生労働省問い合わせ先

a 同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における厚生労働省の問い合わせ先担当者の氏名及び個人用メールアドレスについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b 他方、問い合わせ先担当者の内線電話番号については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

(イ) 被処分者が過去5年間に勤務したことのある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名

同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における被処分者が過去5年間に勤務したことのある医療機関が所在する都道府県及び指定都市名については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

(ウ) 被処分者の職歴一覧表

a 同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者氏名、被処分者の指定医取得日、調査期間（個人）、被処分者勤務先病院名、被処分者勤務先病院住所及び被処分者勤務先病院電話番号は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b 他方、調査期間（病院）については、平成22年2月から平成27年4月までのうち、被処分者が勤務していた特定の病院毎に、当該病院に被処分者が勤務していた期間を記載したものであって、病院側から見た調査期間に過ぎないと認められる。よって、調査期間（病院）については、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 厚生労働省の問い合わせ先担当者の氏名及び個人用メールアドレスについて、異議申立人は、明らかに条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会で確認したところ、同省の企画官以上の幹部職員については、その氏名が公表されているものの、当該職に至らない職員の氏名を公にしている事実は認められず、個人用メールアドレスを公表している事実も認めることはできない。また、これらの情報が公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、これらの情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

審査会の  
判断理由  
(続き)

調査期間は被処分者の当該病院における勤務期間を示すものであるため、これらの情報は、全体として被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 被処分者氏名については、前記(1)イのとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

b 他方、回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)及び調査期間については、前記(3)イ(ア)bと同様に、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)及び調査期間については、前記(3)イ(イ)a(b)、前記(3)イ(イ)b(c)及び前記(3)イ(イ)cと同様に、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

(5) 平成27年6月18日付け起案文書

同起案文書のうち、平成27年5月22日付け厚生労働省発出調査依頼文における非公開情報の条例第5条第1号該当性については、前記(3)のとおりであるため、また、同年6月17日付け厚生労働省プレスリリースにおける非公開情報については、同年4月15日付け同省プレスリリースと内容が共通しており、前記(1)と同様であると判断できるため、その余の文書について、以下、検討する。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 欄外メモ

a 同起案文書のうち、過去5年の指定医業務に係る調査結果等報告書に欄外メモとして記載された電話番号について、当審査会で確認したところ、厚生労働省の特定所属の電話番号であることが認められる。また、調査依頼主体者区分の凡例も、県が実施した調査に関し、その主体となった所属を区別するだけのものに過ぎないと認められる。よって、これらの情報は、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 他方、欄外メモとして記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)、被処分者氏名、調査期間並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名及び電話番号

a 同起案文書のうち、回答文書における回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)、被処分者氏名、調査期間並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名及び電話番号について、回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)は、被処分者にとって勤務歴のある病院名を示しているに等しく、また、調査期間は被処分者の当該病院における勤務期間を示すものであり、問い合わせ先電話番号は当該病院の代表電話番号であるため、被処分者にとって勤務歴のある病院名を示しているに等しいことから、これらの情報は、全体として被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。よって、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b また、回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、当該担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 被処分者によって行われた措置の年月日並びに被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号

a 同起案文書のうち、措置入院に関する診断書審査結果報告書における被処分者によって行われた措置の年月日については、特定の被措置者と結びつく情報ではなく、端的に年月日が記載されているのみであるため、個人に関する情報であるとは認められないことから、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 他方、被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号については、当該精神保健指定医の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(エ) 被処分者勤務先病院名並びに被処分者による措置の適否を確認した精神保健指

定医の氏名及び指定医証番号

a 同起案文書のうち、隔離・拘束に関する審査結果報告書における被処分者勤務先病院名については、特定被処分者の勤務先病院名としてではなく、端的に病院名が記載されているに過ぎないことから、個人に関する情報であると認めることはできないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 他方、被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び指定医証番号については、前記(ウ)bのとおり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ウ) 氏名欄に記載された被処分者勤務先病院名、該当指定医欄に記載された当該病院における被処分者数、調査実施者及び調査日時

a 同起案文書のうち、調査実施日程表における氏名欄に記載された被処分者勤務先病院名、該当指定医欄に記載された当該病院における被処分者数及び調査日時については、特定被処分者に結びつく情報としてではなく、端的に、病院名、人数、日時が記載されているに過ぎないことため、個人に関する情報であると認めることはできないことから、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

b 他方、調査実施者として記載された行政指定医名及び県職員名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 公務の遂行に関する情報として記載された公務員の氏名については、当該氏名が職員録等で公表されている場合には、条例第5条第1号ただし書イに該当すると解される。

b そこで、過去5年の指定医業務に係る調査結果等報告書、措置入院に関する診断書審査結果報告書及び隔離・拘束に関する審査結果報告書（以下「調査結果等報告書」と総称する。）に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名及び調査実施日程表に記載された行政指定医名の条例第5条第1号ただし書イ該当性について、以下、検討する。

c 当審査会で確認したところ、被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の行為及び調査実施日程表に基づいて行われた調査は、精神保健福祉法第38条の6第1項の規定に基づく立入検査の一環と認められる。したがって、両行為は本県の公務員としての行為であること言うことができる（同法第19条の4第2項第6号）。また、確認を行った精神保健指定医のうち、一部の者については、本県職員録に登載されていることが認められる。

よって、両行為を行った精神保健指定医のうち、本県職員録に記載された者の氏名については、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断するが、その余の精神保健指定医の氏名については、同号ただし書イには該当しないと判断する。

d 他方、調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号については、慣行として公にされているとは認められない。また、公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

e 調査実施日程表に記載された県職員名については、当審査会で確認したところ、本県職員録に登載されていることが認められるため、前記aのとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。

f 他方、回答文書における回答者名（被処分者勤務先病院長役職名）、被処分者氏名、調査期間及び回答者問い合わせ先電話番号のうち、被処分者氏名については、前記(1)イのとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当すると判断する。しかし、その余の情報については、慣行として公にされているとは認められず、また、公にすることが予定されている情報であるとも認めることができない。よって、かかる情報は、同号ただし書イには該当しないと判断する。

g また、回答文書において回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、これを慣行として公にしているとは認められず、また、公にすることが予定されているとも認められないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

審査会の  
判断理由  
(続き)

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号及び同指定医の氏名のうち本県職員録に登録されていない者の氏名、回答文書における回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)、調査期間及び回答者問い合わせ先として記載された電話番号並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、いずれも法令等の規定により何人にも閲覧等できる情報とは認められないことから、条例第5条第1号ただし書アには該当しないと判断する。

b 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

(a) 調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の氏名のうち本県職員録に登録されていない者の氏名については、前記(3)イ(イ)b(b)と同様に、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

(b) また、調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号について、前記(3)イ(イ)b(c)と同様に、公務員の職務遂行に関する情報ではないと認められる。よって、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

(c) 回答文書における回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)、調査期間及び回答者問い合わせ先として記載された電話番号については、前記(3)イ(イ)b(c)と同様に、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

(d) 回答文書における回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、当該担当者は公務員でないことから、条例第5条第1号ただし書ウには該当しないと判断する。

c 条例第5条第1号ただし書エ該当性について

調査結果等報告書に記載された被処分者による措置の適否を確認した精神保健指定医の指定医証番号及び同指定医の氏名のうち本県職員録に登録されていない者の氏名、回答文書における回答者名(被処分者勤務先病院長役職名)、調査期間及び回答者問い合わせ先として記載された電話番号並びに回答者問い合わせ先として記載された担当者氏名については、前記(3)イ(イ)cと同様に、これらの情報を公開することにより、現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難であると言わざるを得ない。よって、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書エには該当しないと判断する。

(6) 平成27年7月8日付け起案文書

同起案文書のうち、平成27年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における非公開情報については、同年5月22日付け同省発出調査依頼文と内容が共通しているため、前記(3)と同様に判断する。

(7) 平成27年7月10日付け起案文書

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(7) 被処分者氏名、被処分者指定医証番号及び被処分者の指定医取得日

同起案文書のうち、平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文の本文における被処分者氏名、被処分者指定医証番号及び被処分者の指定医取得日については、被処分者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) 特定病院問い合わせ先

a 同起案文書のうち、平成27年7月8日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先として記載された担当者氏名については、当該担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

b 他方、問い合わせ先担当者の内線電話番号及び組織共用メールアドレスについては、個人に関する情報であるとは認められないため、条例第5条第1号本文には該当しないと判断する。

審査会の  
判断理由  
(続き)

(ウ) 被処分者の職歴一覧表

同起案文書のうち、平成 27 年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文における被処分者の職歴一覧表に記載されている被処分者氏名、精神保健指定医であるか否かの区分、被処分者の指定医取得日、期間、被処分者勤務先病院名、常勤・非常勤の区分、被処分者勤務先病院住所及び被処分者勤務先病院電話番号は、全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(7) 条例第 5 条第 1 号ただし書イ該当性について

a 平成 27 年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文の本文における被処分者氏名については、前記(1)イのとおり、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。

b 他方、被処分者指定医証番号については、前記(5)イ(7)dと同様に、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しないと判断する。

c また、被処分者の指定医取得日についても、前記(3)イ(7)bのとおり、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しないと判断する。

d 特定病院問い合わせ先として記載された担当者氏名については、前記(5)イ(7)gと同様に、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しないと判断する。

e 被処分者職歴一覧表における被処分者氏名については、前記(1)イのとおり、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。

f 被処分者職歴一覧表における精神保健指定医であるか否かの区分については、被処分者が精神保健指定医であるか否かが記載されているところ、平成 27 年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文の内容等にかんがみれば、調査対象とされている被処分者が精神保健指定医であることは明らかであると言うほかない。よって、同区分については、公にすることが予定されている情報であると認めることができることから、条例第 5 条第 1 号ただし書イに該当すると判断する。

g 他方、被処分者氏名及び精神保健指定医であるか否かの区分を除いたその余の被処分者職歴一覧表における非公開情報については、前記(3)イ(7)bと同様に、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しないと判断する。

(4) 条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

被処分者指定医証番号については、前記(5)イ(4)a、前記(5)イ(4)b(b)及び前記(5)イ(4)cと同様に、被処分者の指定医取得日については、前記(3)イ(4)a(b)、前記(3)イ(4)b(c)及び前記(3)イ(4)cのとおり、特定病院問い合わせ先担当者氏名については、前記(5)イ(4)a、前記(5)イ(4)b(d)及び前記(5)イ(4)cと同様に、被処分者氏名及び精神保健指定医であるか否かの区分を除いたその余の被処分者職歴一覧表における非公開情報については、前記(3)イ(4)a(b)、前記(3)イ(4)b(c)及び前記(3)イ(4)cと同様に、条例第 5 条第 1 号ただし書ア、ウ及びエには該当しないと判断する。

3 条例第 5 条第 2 号該当性について

平成 27 年 4 月 30 日付け及び同年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線電話番号及び組織共用メールアドレス並びに県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名の同号本文該当性について、以下、検討する。

(1) 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

ア 平成 27 年 4 月 30 日付け及び同年 7 月 8 日付け特定病院発出調査依頼文における特定病院問い合わせ先内線番号及び組織共用メールアドレスについて、当審査会において確認したところ、内線番号については公表されていないことが認められるが、組織共用メールアドレスについては、当該特定病院のホームページにおいて公表されていることが認められる。したがって、内線番号については、これを公開することにより、迷惑電話等により当該特定病院の業務に支障を生じさせ、その正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第 5 条第 2 号本文に該当するが、組織共用メールアドレスについては、当該特定病院が自ら公表している以上、その正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、同号本文には該当しないと判断する。

イ 県発出調査依頼文、隔離・拘束に関する審査結果報告書及び調査実施日程表における被処分者勤務先病院名については、実施機関が説明するように、これを公開することにより、被処分者が勤務していたことが明らかとなり、何ら問題がなかった

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>処分や診療行為等にまで疑義が持たれる等、当該病院の業務の遂行に支障が生じ、その正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について 当審査会で確認したところ、前記(1)において条例第5条第2号本文に該当するとした非公開情報は、これを公開したとしても、これにより現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難と言わざるを得ない。よって、前記(1)において同号本文に該当するとした非公開情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。</p> <p>4 条例第5条第4号該当性について 平成27年5月22日付け及び同年7月6日付け厚生労働省発出調査依頼文における同省問い合わせ先担当者の内線電話番号及び個人用メールアドレスの条例第5条第4号該当性について、当審査会で確認したところ、内線電話番号については、同省のホームページにおいて、特定事業の問い合わせ先として公表されていることが認められるが、個人用メールアドレスについては公表されていないことが認められる。したがって、個人用メールアドレスについては、これを公開することにより、迷惑メール等が送信され、同省の事務に支障を生じさせるおそれがあると認められることから、条例第5条第4号に該当するが、内線電話番号については、同省が自ら公表を行っている以上、これを公開することにより、事務事業に支障が生ずるとは認められず、同号には該当しないと判断する。</p> <p>5 条例第7条該当性について 異議申立人は、精神保健指定医が強大な権限を有していること、精神科医療の現状や本件処分を妥当とすることが障害者の権利に関する条約に反していること、精神障害者とされた者の人権を擁護する必要があること等を理由に、条例第7条の適用を主張しているが、本件非公開情報を公開することによって、現に生じ又は将来予測される危害等から、いかなる社会的、公共的な利益が保護されるのかを具体的に摘示しておらず、当審査会においても、前記2(3)イ(イ)c等のおり、本件非公開情報の一部についてすら、条例第5条第1号ただし書エ及び同条第2号ただし書に該当すると認めることができないことから、条例第7条の適用を基礎付ける社会的、公共的な利益を保護する特別の必要性を見出すことはできないと言うほかない。よって、実施機関が、本件非公開情報について、条例第7条に基づく裁量的公開をしなかったことは、妥当であると判断する。</p> <p>6 診療報酬の不正・返還にかかわる文書の不存在について 実施機関が説明するとおり、精神保健医療に係る診療報酬の不正及び返還に係る調査権限は、健康保険法第78条に基づき、厚生労働大臣が有しており、また、診療報酬事務は厚生労働省地方厚生(支)局が所管していることが認められるため、診療報酬の不正・返還にかかわる文書について、実施機関が作成又は取得していないため不存在であるとして公開を拒んだことに、不合理な点は認められない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成28年12月21日(答申第624号)</p>

情報公開審査会答申第 625 号の概要

件名	特定事故に係る警察署通報事案措置票一部非公開の件（諮問第 698 号）		
請求文書の概要	特定日時場所において発生した特定鉄道による軌道事故(以下「本件事故」という。)に関し、特定警察署が作成した警察署通報事案受理票(以下「本件行政文書」という。)		
請求年月日	平成 27 年 10 月 1 日	諾否決定年月日	平成 27 年 10 月 13 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	警察本部通信指令課
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号、4 号及び第 5 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 6 号該当性について</p> <p>本件行政文書のうち措置結果の内容（以下「本件非公開情報」という。）には、本件事故の発生に際し、その措置に当たった警察官が発生現場及びその周辺の見分並びに関係者の事情聴取等を実施し、本件事故が発生した原因等を捜査した内容及び結果が記載されているとともに、本件事故の犯罪性の有無に関わる内容が記載されている。</p> <p>実施機関は、犯罪の発生が明白である事案のほか、犯罪であるか否かが明らかでない事案についても、犯人及び証拠の発見、収集、保全等を行うための捜査活動を実施し、犯罪性の有無を明らかにする。捜査の結果、当該事案が犯罪でないことが明らかになった場合であっても、その内容を公開すると、同種の事案が発生した場合に、その原因等を捜査する警察官の現場における着眼点、捜査の内容等が明らかになるとともに、犯罪であるか否かの判断に関わる情報が明らかとなり、今後、同種の犯罪を発生させようとする者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかとなり、今後の犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあることから、本件非公開情報は、条例第 5 条第 6 号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 27 年 11 月 13 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 本件事故について、新聞等の媒体による情報では、土地上に置かれた切り株を猪が移動させ、線路上に転落させたものとされていて、事件性がないものと報道されているが、実施機関は、本件非公開情報が「犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれのある情報」に該当するという。</p> <p>しかし、本件事故の発生原因は「動物」の挙動によるものであるとされているから、「犯罪の捜査」という人の行動にかかわるものではあり得ず、「犯罪」が人の行動にかかわるものである以上、「犯罪の予防」にも該当する可能性は全くない。人の犯罪行為でないことが相当程度に確実であるから、捜査手法が明らかになったとしても、その原因である動物がこれを模倣する余地のないものである。</p> <p>2 審査請求人が本件非公開情報の公開を求めている理由は、捜査の内容等ではなく、切り株落下の原因究明であり、新聞等の報道の真偽を確認するためである。切り株が置かれていた土地所有者の関係者である審査請求人は、「犯罪」ではない動物の挙動による被害を今後適切に予防するために本件非公開情報の開示を求める必要がある。適切な対策を欠いたままでは、将来起こるかも知れない鉄道事故を未然に防ぐことができず、万が一鉄道事故が発生した場合には、多くの人身に関わる重大な帰結がもたらされる可能性もあり得る。本件事故の本質は、捜査手法等の狭隘なものではなく、公共の安全にかかわる重大なものであり、比較衡量すれば後者が勝っているのは明らかである。</p>		
諮問年月日	平成 27 年 12 月 9 日		
審査会の結論	実施機関が、特定事故に係る警察署通報事案受理票の措置結果の内容を一部非公開としたことは、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 6 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 6 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。</p> <p>(2) 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。</p>		

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(3) 実施機関が行う犯罪捜査は、犯人を発見するための活動はもとより、現場の見分、証拠の収集等を行い、犯罪性の有無を明らかにするための活動を含むものと認められる。捜査の結果、本件事故が動物の行動等に起因し、人の行為等による犯罪ではない可能性が高いと判断した場合であっても、その判断に至る捜査の内容等を公開すると、本件事故の現場及びそれ以外の場所において発生する軌道事故に関し、人が動物の行動等を模倣し、人の行為による犯罪の隠蔽を容易にさせるなど、犯罪の発生を企てる者に証拠隠滅の方法、犯罪性の有無に関わる判断の内容等が明らかになるものと推測され、実施機関が犯罪の捜査及び予防に支障を及ぼすおそれがあると判断したことには、合理的な理由があると認められる。</p> <p>(4) したがって、本件非公開情報は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第5条第6号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第7条該当性について</p> <p>(1) 審査請求人は、本件非公開情報が、多くの人身に関わる重大な帰結をもたらす可能性もある鉄道事故を未然に防ぐための情報であり、捜査手法等の狭隘なものではなく、公共安全にかかわる重大なものであるため、本件非公開情報を公開すべき公益上の必要がある旨主張していると認められ、これは、条例第7条に規定する公益上の理由による裁量的公開を行うべきであると主張する趣旨であると解されるので、以下この点について検討する。</p> <p>(2) 条例第7条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」は公開することができる旨規定している。</p> <p>本条の規定は、条例第5条の規定による非公開情報であっても、公開することによって生ずる支障を上回る公益上の必要がある場合には、実施機関の裁量によって例外的に公開する余地を与えるものと解される。</p> <p>(3) そもそも原因が明確になっているとは言えない本件事故についてこれを見ると、本件非公開情報を公開することによって同種の事故を予防できる蓋然性と、公開することによって生じるおそれのある捜査上の支障とを比較考量する必要がある。そして、その考量の結果、前者の事故予防の蓋然性は比較的小さく、後者の捜査上の支障を上回る公益上の公開必要性があるとまでは認められない。よって、実施機関が条例第7条による公開をしなかったことは、妥当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年1月11日(答申第625号)</p>

情報公開審査会答申第 626 号の概要

件名	労働委員会委員による特定の要望書作成に関する文書不存在の件（諮問第 699 号）		
請求文書の概要	特定の不当労働行為救済申立事件に係る特定日付け要望書（以下「本件要望書」という。）の作成経過が検証できる文書（打ち合わせメモ等も含む。）（以下「本件請求対象文書」という。）		
請求年月日	平成 27 年 12 月 25 日	諾否決定年月日	平成 28 年 1 月 8 日
諾否の決定内容	公開拒否	実施機関	神奈川県労働委員会（審査調整課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要望の際の事務手続について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要望は、規則に基づくことなく必要に応じて審査委員自ら又は参与委員と連名で口頭又は文書で行うことから、労働委員会事務局は担当委員の要望内容を聞き取りながら整理して委員の了解を経て発出するものであり、特に定められた事務手続はない。</li> </ul> </li> <li>○ 本件処分について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件請求対象文書は、実施機関に対して特定の組合による本件措置勧告申立書が提出され、公益委員、使用者委員及び労働者委員（以下「三者委員」という。）が期日外に、特定の組合と被申立人から個別に事情聴取した上で、協議を行い、合意した内容を事務局職員が文書として作成し、労使双方に対して郵送したものである。</li> <li>・ 本件要望書を作成するため、第 1 回及び第 2 回実情調査で特定の組合と被申立人から三者委員全員で個別に事情聴取し、録音はしていないが、本件要望書を職員が文書にする都合で、それぞれの意見については実施機関の事務局担当職員がメモ（以下「本件メモ」という。）を取った。しかし、本件要望書が作成できた時点で、不必要となったことから本件メモを廃棄し、本件請求時点で、本件メモは廃棄されており、現存していない。</li> <li>・ 実施機関は、「本件要望書の作成経緯がわかるメモの類」が、本件請求での公開を求める文書であることを請求者に確認したことから、本件請求の「打ち合わせメモ等」の「等」についての確認はしないまま、本件要望書の作成経過が検証できる文書は存在しないと判断し、本件要望書の作成に係る録音テープ及びメモ等は存在しないとして、不存在の決定を行った。</li> </ul> </li> </ul>		
不服申立年月日	平成 28 年 1 月 12 日		
不服申立ての趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関は、本件要望書に係る特定日付け実効確保の措置勧告申立書（以下「本件措置勧告申立書」という。）と本件措置勧告申立書に係る特定日付け上申書（以下「本件上申書」という。）を行政文書として保有し、異なる日に労使双方の事情を聴取し、別の日に協議し、担当委員の協議の場には、事務局職員が立ち会い、本件要望書を事務局職員が作成・印刷・郵送したと推認できる。本件要望書作成に係る打ち合わせの録音テープやメモが存在していないということになれば、実施機関は特定の組合の意見しか聞かず、本件要望書作成に係る審議を公平公正に行っていないということである。本件要望書が、労働委員会の封筒で郵送されていることを確認している。</li> <li>・ よって、何らかのメモ等（録音データを含む。）が存在し、それらを用いて本件要望書を作成したと推認できることから、本件措置勧告申立書、本件上申書及び何らかのメモ等の公開を求める。</li> </ul>		
諮問年月日	平成 28 年 1 月 22 日		
審査会の結論	実施機関は、再度、請求対象文書を特定したうえで、改めて諾否の決定を行うべきである。		
審査会の判断理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 打ち合わせメモの不存在について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件メモは、本件請求に係る行政文書公開請求書に記載されているとおり、打ち合わせの際のメモであり、本件要望書を作成するための一時的な文書である。既に本件要望書が作成された以上は、本件請求時点で既に本件メモを廃棄しているという実施機関の説明に不合理な点は認められない。</li> </ul> </li> </ul>		

<p>審査会の 判断理由 (続 ぎ)</p>	<p>○ 本件請求対象文書の特定について</p> <p>1 異議申立人は、本件請求対象文書は、本件措置勧告申立書、本件上申書及び打ち合わせメモ等であると主張している。</p> <p>一方、実施機関は、本件要望書の作成経過が検証できる文書及び打ち合わせメモ等は存在しないと説明している。</p> <p>以上のように、本件処分については、異議申立人と実施機関との間で、公開請求における請求対象文書の範囲について、食い違いが認められる。</p> <p>2 公開請求における請求対象文書の特定に当たっては、原則として、行政文書公開請求書に記載された内容から、実施機関が請求対象文書に該当するか否かについて判断することとなる。</p> <p>しかし、どのような行政文書が存在するかについて、請求者は必ずしも了知しているとは限らないことから、実施機関は公開請求の趣旨を十分に踏まえた上で、請求対象文書の特定を行うことが求められているものと解される。</p> <p>3 本件処分において、実施機関は、本件請求の趣旨を「本件要望書作成そのものの文書」と限定的に解し、本件請求対象文書は存在しないと判断している。</p> <p>本来、要望とは、前記のとおり、必要に応じて審査委員自ら又は参与委員と連名で口頭又は文書で行うものであり、当事者からの申立てが要望のための手続とされているわけではない。</p> <p>しかし、本件要望書についてみると、本件措置勧告申立書を受けて実施機関が行った第1回実情調査で、被申立人の都合がつかなかったため、本件上申書が提出され、その後、第2回実情調査で特定の組合及び被申立人から口頭で意見聴取し、本件要望書が作成されたことが認められる。実施機関も、本件措置勧告申立書を受けて本件要望書を作成した旨の内容を説明していることからすれば、特定の組合が実施機関へ本件措置勧告申立書を提出した時点から、本件要望書が作成された時点までが、本件要望書作成経過としての対象範囲であると解される。</p> <p>以上から、本件請求に際し実施機関は、異議申立人に対し、「本件要望書作成経過が検証できる文書」として、どのような文書を具体的に公開しようとしているのかを確認することで、本件措置勧告申立書及び本件上申書を対象文書として含めて請求対象文書の特定を行うことも可能であったと考えられる。</p> <p>4 このことからすると、本件処分については、実施機関と異議申立人との間で、本件請求で公開を求めているものについての主張に食い違いがあり、実施機関と異議申立人との確認事項の記録などが見られない以上、本件請求の趣旨を十分に踏まえた上で、実施機関において請求対象文書の特定が行われたものとは認めがたい。</p> <p>よって、当審査会としては、実施機関は再度、異議申立人に対し、本件措置勧告申立書・本件上申書などの請求対象文書の特定を行った上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 1 月 11 日 (答申第 626 号)</p>

情報公開審査会答申第 627 号の概要

件名	労働委員会委員による特定の勧告書作成に関する文書一部非公開の件（諮問第 700 号）		
請求文書の概要	特定の不当労働行為救済申立事件（以下「本件事件」という。）に係る特定日付け審査の実効確保の措置勧告書（以下「本件措置勧告書」という。）の作成経過が検証できる文書（公益委員会議事録等）		
請求年月日	平成 27 年 12 月 25 日	諾否決定年月日	平成 28 年 1 月 29 日
諾否の内容	一部非公開	実施機関	神奈川県労働委員会（審査調整課）
非公開根拠	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<p>1 特定の公益委員会議事録及び特定の公益委員会議次第（以下「本件議事録等」という。）について、本件措置勧告書に関わりのない事件について、枠線で囲った上で白く塗り、枠内に「請求対象外」と記載（以下「白抜き」という。）した上で、全部公開したこと（以下「本件処分 1」という。）について</p> <p>実施機関は、請求者が、本件措置勧告書作成経過が検証できる文書を請求しているということから、その他の事件について記載された部分については請求の対象外であると認識していた。そのため、本件議事録等について、異議申立人から白抜きとすることについての了解は得ていない。また、請求対象文書の写しを交付する際、異議申立人に対し白抜きを施した請求対象文書の原本提示を行っていない。</p> <p>2 特定の公益委員会議の資料である「審査の実効確保の措置勧告申立て及びその取扱い」と題する表（以下「本件資料」という。）中の「請求する勧告内容」欄及び「摘要」欄を条例第 5 条第 3 号に該当するとして、一部公開決定を行ったこと（以下「本件処分 2」という。）について</p> <p>(1) 審査の実効確保の措置勧告について</p> <p>審査の実効確保の措置勧告は、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第 40 条に基づく手続であり、審査進行の実効性確保や紛争・被害の拡大防止、不当労働行為自体の禁止等を目的としており、これらの目的を実現するために審査の実効確保の措置勧告を実施するか否か、実施するとすればどのような内容にするかは、不当労働行為事件の審査手続きに現れたすべての資料や労使を取り巻く状況をもとに、当該事件における不当労働行為の成否を巡って争う当事者間において正常な集団的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るという見地から、労使関係について専門的な知識経験を持つ労働委員会が裁量的に判断するものである。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 3 号該当性について</p> <p>審査の実効確保の措置勧告は不当労働行為事件の審査と密接不可分の関係にある。本件措置勧告書は、本件事件の一環として作成されたものであり、全体として、審査ははまだ終了としていない。労使の対立が激化する中で、本件事件全体の解決を見据えたときに、本件事件に関わる情報が拡散することで、審議環境が悪化し、それによって労働委員会委員の心証に悪影響を与えるおそれを配慮して、労働委員会は、本件資料中の「請求する勧告内容」欄及び「摘要」欄を非公開とした。また、公益委員会議及び総会は非公開であることから、委員の意思決定の中立性を担保するためにも、労働委員会は、本件資料中の「請求する勧告内容」欄及び「摘要」欄を非公開とすべきであると考えた。審議環境の悪化とは、具体的には、事件に関わる情報が拡散することとなり、紛争に関連する者が、委員個人の勤務先や自宅に押しかけてくる可能性、また、情報化が進んだ現在ではインターネットなどの電子媒体により委員個人を誹謗中傷することが考えられ、委員に対する外部からの圧力が強くかかる可能性であり、審査の実効確保の措置勧告手続に続く不当労働行為事件の審議での委員の自由な意見表明を阻害され、委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>また、審査の実効確保の措置勧告を実施することが決定された後であっても、公開することにより、将来予定されている本件事件自体を議題とする公益委員会議における委員の率直な意見交換やその意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第 5 条第 3 号に該当する。</p> <p>(3) 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>労働委員会の主な業務とは、命令を発出する、和解を締結するなど事件を解決することによって労使関係の健全化を実現することである。この過程で提出される書面や証拠</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>は労使間の事情を赤裸々に述べたものが多い。  具体的には、当該労働者の給与の額を示したものの、労使間での発言の議事録、勤務態度を調査した調査票、従業員の懲戒に関する書面、労使間だけで締結された協定、使用者が法違反を行ったことを間接的に認める書面などである。これらが第三者に公開されるということになれば、当事者は安心して主張、立証活動を行うことができない。  当事者が十分な、主張、立証活動を尽くすことができないことにより、労働委員会は土台にある労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと、命令発出、和解を進めなければならないこととなるから、労使関係の健全化を十分に実現することができないこととなる。  また、当事者間で和解を模索している中で、当事者の主張内容が、公のものとなった場合、その内容が社会的な関心を集めるような事態が起こる可能性がある。このような状態に陥った場合、当事者は容易に歩み寄ることが困難となり、和解が成立しなくなってしまう。  当事者が、労使関係の健全化、和解のみちを自ら閉ざすことは、単に利益の放棄にあたるだけであるが、労使の健全化を目指す労働委員会が、それを行うことは、そもそもの設置目的に反し、労使双方からの信頼を失わしめる可能性が高い。その結果、労働委員会が労使紛争を解決するための機関としての役割を果たせなくなることから、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>不服申立 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 2 月 8 日</p>
<p>不服申立て の 趣 旨</p>	<p>1 白抜きについて  実施機関が、本件処分1で公開した本件議事録等には、「請求対象外」と記述されている部分があり、請求対象文書の一部を白抜きとしたことを、実施機関から請求対象文書を交付される際に伝えられた。実施機関が公開した「請求対象外」と白抜きにされた本件議事録等は、本件請求時点では存在していない文書を作成したものである。  実施機関は、「請求対象外」として白抜きをしていない本件議事録等を公開すべきである。  2 本件処分2の条例第5条第3号該当性の点について  実施機関は、本件処分2で『「請求する勧告内容」及び「摘要」記載の内容は、労働委員会における内部的な審議、検討等に関する情報であり、公開することにより労働委員会内部での率直な意見の交換が妨げられるとともに、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり』と非公開理由を記載しているが、「おそれ」についての法的保護に値する蓋然性に言及しないことは、実施機関の理由付記として不当である。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 28 年 2 月 15 日</p>
<p>審 査 会 の 論 結</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の公益委員会議事録及び特定の公益委員会議次第のうち、特定の不当労働行為救済申立事件に係る特定日付け審査の実効確保の措置勧告書に関わりのない事件を、枠線で囲った上で白く塗り、枠内に「請求対象外」と記載したことについて、異議申立人の了解を得るか、了解が得られない場合には、当該部分について、改めて諾否の決定を行うべきである。</li> <li>・ 特定の公益委員会議の資料である「審査の実効確保の措置勧告申立て及びその取扱い」について、実施機関が非公開としたことは、妥当である。</li> </ul>
<p>審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>○ 本件処分1に係る白抜きについて  白抜きを施し、請求対象外とする場合には、実施機関はその旨を請求者に説明した上で「請求対象外」と明記するなど、白抜きとする趣旨を請求者に説明し、了解を得るべきであるところ、本件議事録等について白抜きとすることについて異議申立人からの了解を得ていなかったことが認められる。  よって、白抜きをしたことについて、異議申立人の了解を得るか、了解が得られない場合には、当該部分について、改めて諾否の決定を行うべきである。</p> <p>○ 本件処分2について  1 本件資料について  本件資料は、本件措置勧告申立書に記載の申立て内容を「請求する勧告内容」及び「摘要」に記載して、第1579回公益委員会議の資料として作成したものである。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>2 条例第5条第3号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査の実効確保の措置勧告と不当労働行為事件の関係性について          労委規則施行通達には、現在の労委規則第40条について、「第一につくすべき手段が審査の迅速化にあるということはいうまでもないのであるが、さらに同条によって、審理手続の一部として、審査中であっても労働委員会が当事者に対し、場合に応じて適宜、必要な措置をとることを勧告できることとし、この面からも制度の実効を確保しようとしたものである。」と記載されており、審査の実効確保の措置勧告は不当労働行為事件の審理手続の一部として、密接不可分の関係にあると認められる。</li> <li>・ 本件資料についてみると、いまだ審査期間中である本件事件の一環として行われた審査の実効確保の措置勧告に係るものである。          本件資料を公開することで、本件事件に関わる情報が拡散することとなり、紛争に関連する者が、労働委員会委員個人の勤務先や自宅に押しかけてくる可能性がある。また、情報化が進んだ現在ではインターネットなどの電子媒体により委員個人を誹謗中傷することが考えられ、委員に対する外部からの圧力が強くかかった場合には、審査の実効確保の措置勧告手続に続く本件事件の審議での委員の自由な意見表明を阻害され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが認められる。          よって、条例第5条第3号に該当すると判断する。</li> </ul> <p>3 条例第5条第4号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件資料は、本件措置勧告書に係る申立書の内容を抜粋したものである。当事者がした主張、立証活動が記載された文書を労働委員会の側から公開して第三者の批判等にさらすことは、労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後継続的な労働委員会の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。          よって、条例第5条第4号に該当すると判断する。</li> </ul>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年1月11日(答申第627号)</p>

情報公開審査会答申第 628 号の概要

件名	労働委員会委員による特定の措置勧告申立書及び意見書一部非公開の件（諮問第 702 号）		
請求文書の概要	特定の不当労働行為救済申立事件（以下「本件事件」という。）に係る特定日付け審査の実効確保の措置勧告申立書（以下「本件措置勧告申立書」という。）及び本件措置勧告申立書に係る特定日付け意見書（以下「本件意見書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 2 月 3 日	諾否決定年月日	平成 28 年 2 月 17 日
諾否の内容	一部非公開	実施機関	神奈川県労働委員会（審査調整課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 3 号		
非公開理由	<p>1 審査の実効確保の措置勧告について          審査の実効確保の措置勧告は、労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第 40 条に基づく手続であり、審査進行の実効性確保や紛争・被害の拡大防止、不当労働行為自体の禁止等を目的としており、これらの目的を実現するために審査の実効確保の措置勧告を実施するか否か、実施するとすればどのような内容にするかは、不当労働行為事件の審査手続きに現れたすべての資料や労使を取り巻く状況をもとに、当該事件における不当労働行為の成否を巡って争う当事者間において正常な集团的労使関係秩序の迅速な回復、確保を図るという見地から、労使関係について専門的な知識経験を持つ労働委員会が裁量的に判断するものである。</p> <p>2 本件措置勧告申立書及び本件意見書について          本件措置勧告申立書は、本件事件の審査期間中に、本件事件の当事者である特定組合から審査の実効確保の措置勧告を求めるために提出された申立書であり、また本件意見書は、使用者である被申立人から提出されたものである。</p> <p>3 条例第 5 条第 3 号該当性について          審査の実効確保の措置勧告は不当労働行為事件の審査と密接不可分の関係にある。全体として、審査はいまだ終了としていない。労使の対立が激化する中で、本件事件全体の解決を見据えたときに、本件事件に関わる情報が拡散することで、審議環境が悪化し、それによって労働委員会委員の心証に悪影響を与えるおそれを配慮して、労働委員会は、本件措置勧告申立書の「求める実効確保の内容」欄及び「実効確保を求める理由」欄並びに本件意見書の「意見の理由」欄を非公開とした。また、公益委員会及び総会は非公開であることから、委員の意思決定の中立性を担保するためにも、労働委員会は、本件措置勧告申立書の「求める実効確保の内容」欄及び「実効確保を求める理由」欄並びに本件意見書の「意見の理由」欄を非公開とすべきであると考えた。審議環境の悪化とは、具体的には、事件に関わる情報が拡散することとなり、紛争に関連する者が、委員個人の勤務先や自宅に押しかけてくる可能性、また、情報化が進んだ現在ではインターネットなどの電子媒体により委員個人を誹謗中傷することが考えられ、委員に対する外部からの圧力が強くかかる可能性であり、実効確保の措置勧告手続に続く不当労働行為事件の審議での委員の自由な意見表明を阻害され、委員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。</p> <p>また、審査の実効確保の措置勧告を実施することが決定された後であっても、公開することにより、将来予定されている本件事件自体を議題とする公益委員会議における委員の率直な意見交換やその意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、条例第 5 条第 3 号に該当する。</p> <p>4 条例第 5 条第 4 号該当性について          労働委員会の主な業務とは、命令を発出する、和解を締結するなど事件を解決することによって労使関係の健全化を実現することである。この過程で提出される書面や証拠は労使間の事情を赤裸々に述べたものが多い。</p> <p>具体的には、当該労働者の給与の額を示したものの、労使間での発言の議事録、勤務態度を調査した調査票、従業員の懲戒に関する書面、労使間だけで締結された協定、使用者が法違反を行ったことを間接的に認める書面などである。これらが第三者に公開されるということになれば、当事者は安心して主張、立証活動を行うことができない。当事者が安心して十分な、主張、立証活動を尽くすことができないことにより、労働委員会は土台にある労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと、命令発出、和解を進めなければならないこととなるから、労使関係の健全化を十分に実現する</p>		

<p>非公開理由 ( 続 き )</p>	<p>ことができないこととなる。</p> <p>また、当事者間で和解を模索している中で、当事者の主張内容が、公のものとなった場合、その内容が社会的な関心を集めるような事態が起こる可能性がある。このような状態に陥った場合、当事者は容易に歩み寄ることが困難となり、和解が成立しなくなってしまう。</p> <p>当事者が、労使関係の健全化、和解の道を自ら閉ざすことは、単に利益の放棄にあたるだけであるが、労使の健全化を目指す労働委員会が、それを行うことは、そもそもの設置目的に反し、労使双方からの信頼を失わしめる可能性が高い。その結果、労働委員会が労使紛争を解決するための機関としての役割を果たせなくなることから、条例第5条第4号に該当する。</p>
<p>不 服 申 立 年 月 日</p>	<p>平成 28 年 2 月 19 日</p>
<p>不 服 申 立 て の 趣 旨</p>	<p>1 条例第5条第3号該当の点について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施機関は、条例第5条第3号に該当することを理由に、本件処分を行っているが、本件措置勧告申立書及び本件意見書は、裁判の訴状と答弁書に当たるといえる。勧告書作成に係る事務処理は終了しているのであるから、条例第5条第3号に該当せず、公開すべきである。</li> <li>・ 本件処分にに基づき一部公開された本件措置勧告申立書及び本件意見書は、ほとんど非公開に近く、どの部分が条例第5条第3号に該当するのかわからないのであり、理由付記としては違法である。</li> </ul> <p>2 その他</p> <p>本件措置勧告申立書の弁護士職印は、条例第5条第2号に該当し、非公開とすべきである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 28 年 3 月 7 日</p>
<p>審 査 会 の 結 論</p>	<p>特定日付け審査の実効確保の措置勧告申立書及び特定日付け意見書について、一部を非公開としたことは、妥当である。</p>
<p>審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>1 本件措置勧告申立書及び本件意見書について</p> <p>本件措置勧告申立書は、本件事件の審査期間中に、本件事件の当事者である特定組合から提出された申立書であり、また本件意見書は、使用者である被申立人から提出されたものである。</p> <p>2 条例第5条第3号該当性について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査の実効確保の措置勧告と不当労働行為事件の関係性について</li> </ul> <p>労委規則施行通達には、現在の労委規則第40条について、「第一につくすべき手段が審査の迅速化にあるということはいままでの間でもないのであるが、さらに同条によって、審理手続の一部として、審査中であっても労働委員会が当事者に対し、場合に応じて適宜、必要な措置をとることを勧告できることとし、この面からも制度の実効を確保しようとしたものである。」と記載されており、審査の実効確保の措置勧告は不当労働行為事件の審理手続の一部として、密接不可分の関係にあると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件措置勧告申立書及び本件意見書についてみると、いまだ審査期間中である本件事件の一環として行われた審査の実効確保の措置勧告に係るものである。</li> </ul> <p>本件措置勧告申立書及び本件意見書を公開することで、本件事件に関わる情報が拡散することとなり、紛争に関連する者が、労働委員会委員個人の勤務先や自宅に押しかけてくる可能性がある。また、情報化が進んだ現在ではインターネットなどの電子媒体により委員個人を誹謗中傷することが考えられ、委員に対する外部からの圧力が強くかかった場合には、審査の実効確保の措置勧告手続に続く本件事件の審議での委員の自由な意見表明を阻害され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれが認められる。</p> <p>よって、条例第5条第3号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第5条第4号該当性について</p> <p>本件措置勧告申立書及び本件意見書は、当事者がした主張、立証活動が記載された文書であり、労働委員会の側から公開して第三者の批判等にさらすことは、労働委員会と当事者との信頼関係のもとで当事者が安心して十分な主張、立証活動を行うことを困難にし、これにより、労働委員会は労使関係を正確に把握することができず、誤った前提のもと事務を遂行することとなるおそれがあり、今後継続的な労働委員会の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。</p> <p>よって、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>4 本件措置勧告申立書記載の弁護士職印について  異議申立人は本件措置勧告申立書記載の弁護士職印は条例第5条第2号に該当し、非公開とすべきであると主張する。  しかし、情報公開運営審議会報告(平成19年3月)のとおり、本県では、法人の代表者の印影は、本来、外部に対して使用することが予定されていること、印影は公開された文書の真偽の確認に役立つこと及び印影の公開と印章の偽造は直接的な関係にないことから、印影を公開しても、法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」とは認められないとして公開の取扱いをしており、個人事業主としての印影も同様に考えられ、実施機関が本件措置勧告申立書記載の弁護士職印を公開としたことに誤りはない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年1月11日(答申第628号)</p>

情報公開審査会答申第 629 号の概要

件名	特定のハンドブック作成等業務委託に係る行政文書一部非公開の件（諮問第 703 号）		
請求文書の概要	特定のハンドブック作成等業務委託（以下「本件業務委託」という。）に係る審査結果、企画提案が採択された特定法人（以下「採択法人」という。）及び異議申立人が指定する採択されなかった特定の一法人（以下「特定非採択法人」という。）が提出した企画提案書並びに参考見積を含む積算資料（以下、後二者を総称して「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 27 年 12 月 11 日	諾否決定年月日	平成 28 年 2 月 5 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（地域政策課（平成 28 年度から観光企画課に業務移管））
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 2 号		
非公開理由	<p>1 本件行政文書について 本件業務委託は、特定のハンドブックを作成するため公募型プロポーザル方式により企画提案を募り、プロポーザル審査会において、最も高い評価を得た企画提案を行った事業者に、その業務を委託するものである。本件行政文書は、この公募に応じ提案された、採択法人及び特定非採択法人の企画提案書並びに本件業務委託を発注するに当たり県が作成した積算資料である。 なお、積算資料は、その作成のために徴取した参考見積を含むものである。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号該当性について 本件行政文書のうち、別表 1-1 に掲げるものについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができることから、同号本文に該当すると判断し、非公開としたものである。</p> <p>3 条例第 5 条第 2 号該当性について 本件行政文書のうち、別表 1-2 に掲げるものについては、法人に関する情報であり、公開することにより、次のように、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開としたものである。 (1) 企画提案書は、一般に公開することを目的として取得したものではないこと。 (2) 企画提案書は、その論理展開やプレゼンテーション手法などが提案者である当該法人のノウハウそのものであり、当該法人の権利や企業としての競争力等にも大きく影響する情報であること。 (3) 企画提案書には、提案者である当該法人の顧客や取引先をはじめとする関係者に関する情報も多く含まれており、当該関係者の利益にも大きく関わる情報であること。 (4) 前記(1)ないし(3)を踏まえれば、別表 1-2 に掲げる情報を公開することにより、提案者である当該法人の権利利益等を著しく損なうとともに、その関係者との信頼関係を害するおそれがあること。</p>		
不服申立年月日	平成 28 年 3 月 18 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 条例第 5 条第 2 号該当の点について 実施機関は、条例第 5 条第 2 号に該当するものとして、本件行政文書の一部を非公開としているが、採択法人の企画提案に基づき、現にハンドブックが作成されており、当該ハンドブックが一般人にも入手できるものであること、また、本件業務委託の一環として行われるセミナーについても、秘密裡に行われるものでないことから、採択法人の企画提案書にノウハウは認められず、また、当該企画提案書を公開したとしても、当該法人の競争力に影響を及ぼすとは言えないと言ふべきである。</p> <p>2 その他 (1) 本件業務委託は、税金によって賄われている以上、説明責任の観点から、次の点等について説明を行うべきである。 ア 積算資料における特定項目の積算根拠 イ 高額な企画提案を採択した理由が議事録にない理由 ウ 採点の根拠 エ 企画提案書の電子データの提出が求められた理由 (2) 本件業務委託の成果物は、仕様書でうたわわれている耐久性を全く考慮しておらず、審査内容に大きな疑問がある。やましいところがないのであれば、公開の上、説明すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 28 年 3 月 28 日		

<p>審査会の 結論</p>	<p>実施機関は、本件行政文書のうち、別表3-1及び3-2に掲げるものを公開すべきであるが、別表2-1及び2-2に掲げるものを非公開としたことは妥当である。</p>
<p>審査会の 判断理由</p>	<p>1 条例第5条第1号該当性等について</p> <p>(1) 条例第5条第1号本文該当性について 当審査会で確認したところ、別表1-1に掲げる情報のうち、別表2-1に掲げるものについては、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であることは明らかであると認められる。 よって、これらの情報は同号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書該当性について 前記(1)のとおり、これらの情報が特定の個人を識別できる情報であり、ここに言う「特定の個人」が、具体的には、特定非採択法人又は採択法人における本件業務委託に係る企画提案の担当者であることにかんがみると、これらの情報が同号ただし書アからエまでに該当しないことは明らかである。 よって、別表2-1に掲げる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。</p> <p>(3) 条例第6条第2項該当性について 他方、別表3-1に掲げる情報は、いずれについても、特定非採択法人又は採択法人における本件業務委託に係る企画提案の担当者の氏名とともに記載されており、全体として、特定の個人を識別できる情報であると言えることができるが、前記(1)及び(2)のとおり、別表2-1に掲げる情報が条例第5条第1号本文に該当するものとして非公開とすべきことにかんがみると、条例第6条第2項に基づき、部分公開する余地があるため、以下、検討する。 当審査会で確認したところ、別表3-1に掲げる情報の内容は、特定非採択法人の会社住所、代表電話番号及び代表ファックス番号並びに採択法人の別事業の問い合わせ先として公にされている電話番号及びファックス番号並びに業務用携帯電話番号であり、これらの情報を公開したとしても、個人の権利利益が害されるおそれはないと認められる。 また、これらの情報は、それ自体で一つの意味をなす情報であるとも認められ、同条第1項にいう「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると認められる。 よって、別表3-1に掲げる情報については、条例第6条第2項に基づき、部分公開すべきであると判断する。</p> <p>2 条例第5条第2号該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第2号本文該当性について ア 特定非採択法人が提出した企画提案書 当審査会で確認したところ、特定非採択法人の企画提案書のうち、別表3-2に掲げる提案者概要書(様式2)に記載された関連事業の実績(ただし、発行年月及び冊数を除く。)並びに実績添付資料として提出された実績の成果物の表紙及び一部抜粋(ただし、同法人発行書籍に係るものを除く。)については、同法人が運営するホームページにおいて公にされており、同法人の実績として、同法人自らが広く知らしめていることにかんがみれば、これを公開したとしても、同法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、同様に、同法人の企画提案書のうち、別表3-2に掲げる見積書に記載された納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴについては、同法人の利益に関わるような有意性を有していると認めることは困難であり、これを公開したとしても、同法人の利益を害するおそれがあると認めることは困難であると言わざるを得ない。 よって、同法人の企画提案書のうち、別表3-2に掲げる提案者概要書(様式2)に記載された関連事業の実績(ただし、発行年月及び冊数を除く)並びに実績添付資料として提出された実績の成果物の表紙及び一部抜粋(ただし、同法人発行書籍に係るものを除く。)並びに見積書の納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴについては、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。 他方、同法人の企画提案書に記載された別表2-2に掲げる情報については、企画提案にあたっての独自性や創意工夫が認められ、これを公開することにより、同法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当すると判断する。</p>

イ 採択法人が提出した企画提案書

当審査会で確認したところ、採択法人の企画提案書のうち、別表3-2に掲げる作成実績一覧として記載された特定の実績2件及び当該実績の添付資料として提出された当該実績に係る成果物の表紙については、当該実績に係る発注者のホームページにおいて、一定期間、公にされていたことが認められ、また当該成果物が一般の用に供されることを前提に作成されたことにかんがみれば、これを公開したとしても、同法人の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、同法人の企画提案書のうち、別表3-2に掲げる作成実績一覧として記載された特定の実績2件及び当該実績の添付資料として提出された当該実績に係る成果物の表紙については、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

他方、同法人の企画提案書に記載された別表2-2に掲げる情報のうち、団体・会社概要書に記載された国、県、市町村との関係については、外部から干渉を排除すべき内部的な人事管理に関する情報であり、これを公開することにより、同法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、その余の情報についても、企画提案にあたっての独自性や創意工夫が認められ、これを公開することにより、同法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当すると判断する。

なお、異議申立人は、採択法人の企画提案書については、現に同法人の提案に基づき作成された成果物が一般の利用に供されていること等を以ってノウハウ性を欠くに至っており、これを公開したとしても、同法人の競争力に影響を及ぼすことはない旨主張するが、当審査会で確認したところ、本件請求時点においては、いまだ同法人の提案に基づいた成果物は完成していないばかりか、そのデザインの確定にすら至っていなかったことが認められる。

また、仮に、本件請求時点において、同法人の提案に基づいた成果物が完成していた場合であっても、同法人の企画提案書の内容と成果物には差異が認められ、成果物が広く一般の利用に供されていることを以って、同法人の企画提案にあたっての独自性や創意工夫が、条例上保護されるべき利益を失ったと認めることはできない。

よって、この点に関する異議申立人の主張は採用することはできない。

ウ 積算資料

当審査会で確認したところ、積算資料に添付された参考見積書のうち、別表3-2に掲げる特定非採択法人が提出した見積書に記載された納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴについては、前記アのとおり、条例第5条第2号本文には該当しないと判断する。

他方、別表2-2に掲げられた特定非採択法人及び採択法人が提出した参考見積書のうち、見積内訳については、企画提案にあたってのこれらの法人の競争上の地位を害するおそれがあると認められることから、同号本文に該当すると判断する。

(2) 条例第5条第2号ただし書該当性について

前記(1)のとおり、別表2-2に掲げる情報は、これを公開することにより、特定非採択法人又は採択法人の企画提案に当たっての競争上の地位を害するおそれがあるため、また、採択法人の外部から干渉を排除すべき内部的な人事管理に関する情報であって、これを公開することにより、同法人の正当な利益を害するおそれがあるため、非公開とするものである。

したがって、これらの情報の性質に照らせば、これらの情報を公開したとしても、これにより現に生じている又は将来生じると予測される人の生命、身体等への危害等が予防されるといった事態を想定することは極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、前記(1)において、同号本文に該当するとして別表2-2に掲げる情報は、同号ただし書には該当しないと判断する。

3 その他

異議申立人は、本件業務委託について、実施機関に説明義務がある旨や本件業務委託の成果物について、仕様書に則っていない旨等を主張するが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定についてなされた行政不服審査法に基づく不服申立てに対する決定等を実施機関が行うに際して、意見を求められているものであり、この点について、意見を述べる立場にない。

別表 1 - 1			
本件行政文書における非公開情報一覧 (条例第 5 条第 1 号該当)			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	参加意思表明書	特定非採択法人	担当者連絡先として記載された所属名、役職名、氏名、電話番号、ファックス番号及び個人用メールアドレス
	参加意思表明書送付文		担当者連絡先として記載された所属名、氏名、会社住所、電話番号及びファックス番号
採択法人が提出した企画提案書	企画提案書(様式 3)	採択法人	採択法人の人員・編集の体制として記載された担当者氏名
	見積書		見積書作成に関わった担当者の氏名
	参加意思表明書		担当者連絡先として記載された所属名、役職名、氏名、電話番号、ファックス番号及び個人用メールアドレス
	参加意思表明書送付文		担当者連絡先として記載された所属名、氏名、電話番号、業務用携帯電話番号、ファックス番号及び個人用メールアドレス
積算資料	参考見積書	採択法人	見積書作成に関わった担当者の氏名

別表 1 - 2			
本件行政文書における非公開情報一覧（条例第 5 条第 2 号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した 企画提案書	提案者概要書 (様式 2)	特定非採択法人	関連事業の実績
	実績添付資料		実績の成果物の表紙及び一部抜粋 ただし、特定非採択法人発行書籍に係るものを除く。
	企画提案書 (様式 3)		提案内容部分
	デザインイメージ		全てのデザインイメージ
	見積書		見積内訳、納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴ
採択法人 が提出した 企画提案書	団体・会社概要書	採択法人	国、県、市町村との関係
	作成実績一覧		特定の実績 2 件
	実績添付資料		「作成実績一覧」において非公開とした実績に係る成果物の表紙
	企画提案書 (様式 3)		提案内容の一部 企画提案書（様式 3） 1 頁目における「(3) 受入事業者の意識」の 5 行目より下の部分、同 2 頁目における提案内容記載部分、同 3 頁目における「(4) 県との協議」より上の部分及び「②タイムテーブル案」におけるロールプレイング講師案、同 4 頁目における「③セミナーの講師案」の 4 行目より下の部分であって「4. 事業実施スケジュール」より上の部分並びに同 5 頁目における「なお書」、「挿入図」及び「6. その他特記事項」の 1 行目から 2 行目までを除いた部分
	デザインイメージ		全てのハンドブック見本デザイン・レイアウト
	見積書		見積内訳
積算資料	参考見積書	特定非採択法人	見積内訳、納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄及びロゴ
	参考見積書	採択法人	見積内訳

別 表  
(つづき)

別表 2-1

本件行政文書における原処分妥当情報一覧（条例第5条第1号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	参加意思表明書	特定非採択法人	担当者連絡先として記載された所属名、役職名、氏名及び個人用メールアドレス
	参加意思表明書 送付文		担当者連絡先として記載された所属名、氏名
採択法人が提出した企画提案書	企画提案書（様式3）	採択法人	採択法人の人員・編集の体制として記載された担当者氏名
	見積書		見積書作成に関わった担当者の氏名
	参加意思表明書		担当者連絡先として記載された所属名、役職名、氏名及び個人用メールアドレス
	参加意思表明書 送付文		担当者連絡先として記載された所属名、氏名及び個人用メールアドレス
積算資料	参考見積書	採択法人	見積書作成に関わった担当者の氏名

別表 2-2

本件行政文書における原処分妥当情報一覧（条例第5条第2号該当）			
文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択法人が提出した企画提案書	提案者概要書（様式2）	特定非採択法人	関連事業の実績のうち、発行年月及び冊数
	企画提案書（様式3）		提案内容部分
	デザインイメージ		全てのデザインイメージ
	見積書		見積内訳
採択法人が提出した企画提案書	団体・会社概要書	採択法人	国、県、市町村との関係
	企画提案書（様式3）		提案内容の一部 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           企画提案書（様式3）1頁目における「(3)受入事業者の意識」の5行目より下の部分、同2頁目における提案内容記載部分、同3頁目における「(4)県との協議」より上の部分及び「②タイムテーブル案」におけるロールプレイング講師案、同4頁目における「③セミナーの講師案」の4行目より下の部分であって「4. 事業実施スケジュール」より上の部分並びに同5頁目における「なお書」、「挿入図」及び「6. その他特記事項」の1行目から2行目までを除いた部分         </div>
	デザインイメージ		全てのハンドブック見本デザイン・レイアウト
	見積書		見積内訳
積算資料	参考見積書	特定非採択法人	見積内訳
	参考見積書	採択法人	見積内訳

別 表  
(つづき)

別 表 (つづき)	別表 3-1			
	公開すべき情報（原処分において条例第5条第1号該当とされたもの）			
	文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
	特定非採択 法人が提出 した 企画提案書	参加意思 表明書	特定非採択 法人	担当者連絡先として記載された電話番号及 びファックス番号
		参加意思 表明書 送付文		担当者連絡先として記載された会社住所、 電話番号及びファックス番号
	採択法人 が提出した 企画提案書	参加意思 表明書	採択法人	担当者連絡先として記載された電話番号及 びファックス番号
		参加意思 表明書 送付文		担当者連絡先として記載された電話番号、 業務用携帯電話番号及びファックス番号
	別表 3-2			
	公開すべき情報（原処分において条例第5条第2号該当とされたもの）			
	文書区分	文書種別	文書作成者	非公開情報
特定非採択 法人が提出 した 企画提案書	提案者 概要書 (様式2)	特定非採択 法人	関連事業の実績のうち、発行年月及び冊数 を除いたもの	
	実績添付 資料		実績の成果物の表紙及び一部抜粋 ただし、特定非採択法人発行書籍に係るも のを除く。	
	見積書		納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄 及びロゴ	
採択法人 が提出した 企画提案書	作成実績 一覧	採択法人	特定の実績2件	
	実績添付 資料		「作成実績一覧」において非公開とした実績 に係る成果物の表紙	
積算資料	参考見積書	特定非採択 法人	納品予定日、納品場所、支払サイト、押印欄 及びロゴ	
答申年月日	平成29年2月28日（答申第629号）			

情報公開審査会答申第 630 号の概要

件名	特定県債残高に関する文書不存在の件（諮問第 706 号）		
請求文書の概要	平成 26 年度末特定県債残高に関する資料		
請求年月日	平成 28 年 3 月 25 日	諾否決定年月日	平成 28 年 4 月 6 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（財政課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 特定県債残高に関する文書の不存在について</p> <p>審査請求人は、平成26年度末県債実額残高について、定時償還方式及び満期一括償還方式別に整理された資料（以下「本件対象文書」という。）を公開請求したものであるが、次のとおり、本件対象文書は存在しないため、本件対象文書を不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行ったものである。</p> <p>(1) 県債は、その借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還状況等の情報を入力した「起債管理システム」により管理を行っているところ、同システムの主な利用目的は、毎月行われる県債償還事務の管理と予算編成時における次年度県債償還額の算出にある。</p> <p>(2) 県債償還事務の管理や予算編成時における次年度償還額の算出にあたっては、償還方式ごとに県債残高を区分して集計する必要性はなく、また、予算編成時に議会に提出する資料や決算審査意見書に、償還方式ごとの県債残高を記載していないことから、償還方式ごとに県債残高を区分して集計する必要性がないことは明らかである。</p> <p>したがって、「起債管理システム」には、その必要性が存在しないことから、償還方式ごとに県債残高を管理する機能や償還方式そのものに関するデータを出力する機能、償還方式ごとの県債残高が記載された帳票を出力する機能は備わっておらず、また、本件対象文書を作成する必要性そのものがないことから、同システムから出力されるデータを元に、本件対象文書を作成したこともない。</p> <p>よって、本件対象文書は不存在である。</p> <p>(3) なお、審査請求人は、決算審査意見書において、一般会計の県債残高総額が適正なものとして認められているため、同残高を構成する定時償還方式及び満期一括償還方式県債残高についても、しかるべき帳票類等により確認されているはずである旨主張するが、決算審査意見書には、償還方式ごとの県債残高は記載されておらず、償還方式ごとの合計として県債残高総額が確認されているわけではなく、「起債管理システム」から出力した「会計別・借入先別現在残高表」に基づき、監査事務局が作成しているものであり、本件対象文書に該当する償還方式ごとに県債残高を集計した帳票類が存在するわけではない。</p> <p>2 補足</p> <p>「起債管理システム」からは、償還方式ごとの県債残高が記載された帳票を出力することはできないものの、同システムから出力できる帳票であって、既に審査請求人に交付済である「会計別・借入先別現在残高表」の特定部分を加算することにより、償還方式ごとの県債残高を容易に算出することができ、このことは審査請求人にも説明済みである。</p>		
不服申立年月日	平成 28 年 4 月 26 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 特定県債残高に関する文書の不存在について</p> <p>(1) 平成 26 年度末現在において、県債が存在していることは間違いなく、定時償還方式及び満期一括償還方式の年度別県債残高のデータが、電算処理されていることは確実である。県債に関するデータが電算処理されているのであれば、本件対象文書は容易に作成することができ、本件対象文書が存在しないことはあり得ない。</p> <p>(2) 平成 26 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書（以下「決算審査意見書」という。）において、定時償還方式県債残高 781,801,666,042 円及び満期一括償還方式県債残高 3,327,138,150,000 円の合計額として、一般会計の県債残高総</p>		

<p>不服申立ての趣旨(続き)</p>	<p>額 4,108,939,816,042 円が適正なものと認められており、しかるべき帳票類等により、かかる金額の適正さがチェックされているはずである。これを前提とすれば、当該帳票類等が本件対象文書に該当するはずである。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 現在の県債残高の管理方法は不適切なものである。</p> <p>(2) 満期一括償還方式を採用している県債の償還にあたり、一般財源が充当されている等の不適切な運用があり、改善すべきである。</p> <p>(3) 実施機関は、審査請求人からの問合せ等に対し、応答を行っておらず、かかる行為は、審査請求人の知る権利を侵害するものであるから、これを正すべきである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 28 年 5 月 31 日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>当審査会で確認したところ、県債残高については、県債の借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還状況等の情報が入力された「起債管理システム」により、管理されていることが認められ、県債に関するデータが電算処理されているという審査請求人の主張は事実であると認められる。</p> <p>しかしながら、同システムの主な利用目的は、毎月行われる県債償還事務の管理と予算編成時における次年度県債償還額の算出にあり、これらの事務を執り行うに当たり、償還方式ごとの県債残高を算出する必要性がないため、同システムには償還方式ごとに県債残高を管理する機能や償還方式そのものに関するデータを出力する機能、本件対象文書に該当する帳票を出力する機能が備わっておらず、同システムの出力帳票としての本件対象文書は不存在であること、また、本件対象文書を作成する必要性そのものが存在しないため、同システムから出力したデータを元に本件対象文書を作成したこともなく、本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。</p> <p>なお、審査請求人は、決算審査意見書において、一般会計の県債残高総額が適正なものとして認められているため、同残高を構成する定時償還方式及び満期一括償還方式県債残高についても、しかるべき帳票類等により確認されているはずである旨主張するが、当審査会で確認したところ、実施機関が説明するように、決算審査意見書は、実施機関が監査事務局に提供した「会計別・借入先別現在残高表」に基づいて作成され、償還方式ごとに県債残高を集計した帳票類に基づき作成されたものではないと認められる。したがって、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、実施機関による県債残高の管理方法や償還の運用に不適切な点があること及び審査請求人の問合せ等に対する実施機関の応答が十分でなく知る権利が侵害されていることなどを主張しているが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定につき、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合において、実施機関の裁決に先立って諮問を受け、諾否決定の是非に関する意見を述べるのが責務であって、審査請求人の前記主張について論評する立場にはない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 2 月 28 日 (答申第 630 号)</p>

情報公開審査会答申第 631 号の概要

件名	110 番事案措置票一部非公開の件（諮問第 707 号）		
請求文書の概要	特定日時に特定警察署が作成した 110 番事案措置票		
請求年月日	平成 28 年 4 月 4 日	諾否決定年月日	平成 28 年 4 月 18 日
諾否の決定内容	一部公開決定	実施機関	神奈川県警察本部（通信指令課）
非公開根拠条	条例第 5 条第 1 号、第 4 号及び第 6 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>ア 通報内容欄の上段及び下段左側の通報内容（以下「通報内容」という。）について          通報内容には、特定日時に特定警察署が作成した 110 番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）に記録された 110 番通報（以下「本件 110 番通報」という。）に係る対象事案（以下「本件通報事案」という。）の発生場所、本件 110 番通報を行った通報者（以下「本件通報者」という。）の通報理由等が記載されているとともに、本件通報事案に係る通報対象となった当事者（以下「本件当事者」という。）の住所、氏名、行為の内容等が記載されているため、公開することにより、本件通報者及び本件当事者が識別され、又は識別され得るとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>イ 措置状況欄の措置状況の内容（以下「措置状況」という。）について          措置状況には、本件当事者の氏名及び年齢並びに警察官が本件当事者及び本件通報事案に係る関係者（以下「本件関係者」という。）から聴取した内容が記載されているため、公開することにより、本件当事者及び本件関係者が識別され、又は識別され得るとともに、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。</p> <p>ウ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について          条例第 5 条第 1 号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは公開すると規定しているが、通報内容及び措置状況は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないため、ただし書の情報には該当しない。</p> <p>2 条例第 5 条第 4 号該当性について          警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者が事件等の発生に際し、ためらいなく 110 番通報が行われる必要がある。通報者及び通報の内容が第三者に明らかになる可能性があるならば、警察の 110 番通報に対する信頼が失われ、通報者が警察に対する通報を行うことをためらうようになるなど、事件等の発生を速やかに認知し、処理するという 110 番通報を受理する事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがあることから、通報内容は、条例第 5 条第 4 号に該当する。</p> <p>3 条例第 5 条第 6 号該当性について          措置状況には、警察官が本件当事者及び本件関係者から聴取した内容並びに本件当事者に対して行った捜査及びその結果が記載されているため、公開することにより、警察官の現場における着眼点、捜査内容、事件判断の基準等が明らかになり、これを知り得た者が検挙に至らない程度と同種事案を敢行し、あるいは逃走、証拠隠滅を図る等の対抗措置を採る蓋然性があり、今後の犯罪の捜査及び予防に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 5 条第 6 号に該当する。</p>		
不服申立年月日	平成 28 年 5 月 17 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 通報内容及び措置状況は、個人情報ではないため、公開を求める。</p> <p>2 通報内容及び措置状況は、本件行政文書に記録された本件 110 番通報を行った通報者、本件通報者及び本件通報事案の関係者には該当しない。（審査請求人の反論書の表記による。）</p>		

諮問年月日	平成 28 年 6 月 30 日
審査会の 結論	本件処分は妥当である。
審査会の 判断理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとし、同号アからオまでにおいて典型を例示している。</p> <p>(2) 同号アからオまでに掲げられている情報は本号柱書きに該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似、又は関連する情報も含まれるものと解される。</p> <p>(3) 110 番通報は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、誰もがためらうことなく通報することができ、これを受理した警察が通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があると認められる。</p> <p>通報者及び通報の内容が外部に明らかになるとすると、信頼関係に基づき成立している 110 番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民が警察への通報をためらうようになるなど、警察による事件の認知及び事案処理等に重大な支障をきたすおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、通報者欄の氏名、住所及び電話番号（以下「通報者の情報」という。）及び通報内容は、は、条例第 5 条第 4 号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 6 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 6 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とすることができるとしている。</p> <p>(2) 同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。そこで、本件非公開情報の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるかどうか検討する。</p> <p>(3) 発生場所欄の発生場所には、本件通報事案が発生した場所の詳細が記載されており、これは警察官が捜査を行った現場であると認められる。</p> <p>また、措置状況には、警察官が本件当事者に対して行った事情聴取に対し、本件当事者が供述した内容及び具体的な捜査内容とその捜査結果に係る情報が記載されるとともに、警察官が本件関係者から、本件通報事案の措置に係る本件当事者の言動について聴取した内容が記載されている。</p> <p>これらを公開することにより、本件通報事案に係る捜査の実施場所、警察官の現場における着眼点、捜査内容、事件の判断基準等が明らかになり、同種事案において、警察が行う捜査活動への対抗措置や検挙されない範囲の違法行為を容易に敢行させるおそれがあること等が予想される。</p> <p>(4) したがって、発生場所欄の発生場所及び措置状況は、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第 5 条第 1 号該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができるとしている。</p> <p>ア 決裁欄、指令室欄、警察署等欄及び通報内容欄下段右側の警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影（以下「警部補以下の氏名」という。）について</p> <p>警部補以下の氏名は、個人が識別される情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>イ 措置状況欄の当事者の項目に記載された情報（以下「当事者の情報」という。）及び立会人の項目に記載された情報（以下「立会人の情報」という。）について</p> <p>当事者の情報には、本件当事者の氏名、住所、勤務先等が記載され、立会人の情報には、本件通報事案に係る立会人の氏名、勤務先等が記載されており、個人が識別され、若しくは識別され得る情報に該当するため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について</p>

	<p>条例第5条第1号ただし書は、本号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは公開するとされている。</p> <p>ア 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>(ア) 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。</p> <p>(イ) 前記アにおいて同号本文に該当するとした情報のうち警部補以下の氏名は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、条例第5条第1号ただし書イには該当しないと判断する。また、当事者の情報及び立会人の情報は、その情報の性質にかんがみると、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないことは明らかであるから、同号ただし書イに該当しない。</p> <p>イ 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について</p> <p>前記アにおいて同号本文に該当するとした情報は、その情報の性質にかんがみると、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報」、又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないため、条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエのいずれにも該当しないものと判断する。</p> <p>(3) なお、通報者の情報及び通報内容は、前記1(3)のとおり、同条第4号に該当し、また、措置内容は、前記2(3)及び(4)のとおり、同条第6号に該当するため、同条第1号該当性について判断するまでもなく、非公開とすることが妥当である。</p>
答申年月日	平成29年3月8日（答申第631号）

情報公開審査会答申第 632 号の概要

件名	特定事業に係る特定者との交渉経過に関する文書一部非公開の件（諮問第 704 号）		
請求文書の概要	特定県有財産利活用事業に係る特定者との打合せ報告書（当該報告書に添付された説明資料を含む。以下「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 3 月 7 日	諾否決定年月日	平成 28 年 3 月 22 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県知事（財産経営課）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 4 号		
非公開理由	<p>1 条例第 5 条第 4 号該当性について</p> <p>(1) 実施機関と対話参加事業者との対話は、当該事業者のアイデア及びノウハウを保護するため、非公開を前提として実施したものであり、本件行政文書には、対話参加事業者の技術等に関する情報が記載されている。このような情報を公開し、対話参加事業者の具体的な発言内容を明らかにすることは、実施機関と対話参加事業者との信頼関係を損ない、今後同種の公募型プロポーザル方式による事業者選定事務を実施する場合において、対話参加事業者を含む民間事業者の協力が得られなくなる。また、協力が得られたとしても公開を念頭に当たり障りのない発言や意見に終始し、自由闊達な意見交換が阻害される結果、対話が形骸化し、公募条件の設定等に必要不可欠な情報の収集が困難になるなど、今後の事務の遂行に著しい支障が生ずると考える。</p> <p>(2) 本件事業以外の県有財産利活用事業においても、同様に民間事業者との対話を行っており、対話参加事業者には、引続きこれらの対話に参加している事業者もいることから、対話参加事業者が公表を望んでいない発言内容が公開されることになれば、今後同種の事業における踏み込んだ意見交換ができなくなってしまう。</p> <p>(3) 「●点」の記載については、元々このような記載となっている。公募型プロポーザル方式の実施にあたって、点数配分が決定されていないため、未確定な状態であることを表すものである。</p> <p>(4) なお、異議申立人は、実施機関が、条例第 5 条第 4 号アからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張しているが、本件処分は、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するとしたものであって、アからオまでのいずれかに該当するとしたものではない。</p>		
不服申立年月日	平成 28 年 3 月 25 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 条例第 5 条第 4 号該当の点について</p> <p>(1) 各非公開情報が、本号のアからオまでのいずれに該当するか適示しておらず、それぞれについて、公開すると、どのような理由で支障があるのか十分な理由の記載がない。実施機関は、アイデア及びノウハウといった知的財産であることを理由に非公開とした旨を主張しているが、「県が行う同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため（条例第 5 条第 4 号該当）」とするだけで、本件非公開情報のそれぞれが、どのような知的財産に該当するために非公開と判断されたのか、説明がなく不当である。条文の柱書を示すだけでは、全てそれに当てはめられてしまう。また、「おそれ」について、法的保護に値する蓋然性にも言及しないことは、実施機関の理由付記として不当である。</p> <p>(2) 第 5 条第 4 号は実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではない。「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、名目的、抽象的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる可能性があるだけでは足りず、実質的、具体的に当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じる相当の蓋然性が認められることが必要である。</p> <p>(3) 「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」には、「現に事務又は事業が終了している場合や、一定の結果が得られている場合には、当該事務又は事業の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はないと考えられる。」とあり、本件事業に係る事業者選定作業は既に終了しているのであるから、条例第 5 条第 4 号の条文を引き写したのみで本件処分を行うことは許されない。</p>		

<p>不服申立ての趣旨 (続き)</p>	<p>また、指定管理者の指定であれば、事業者選定作業が繰り返し行われることが想定されるが、本件事業は一回限りのことであるから、事業者選定作業が終了すれば、非公開にする理由はない。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 交付を受けた文書に「●点」を含む記載があるが、これについても十分な説明がないので、元々こういった記載なのか、非公開としたため黒塗りにされたのか、分からない。</p> <p>(2) 本件事業に係る対話実施要領では、「参加事業者の名称、知的財産に関わる事項等は、非公表とします。」としている。</p> <p>実施機関は、非公開等理由説明書において、対象文書を「アイデア及びノウハウの保護のため、事業者名と具体的な対話内容を公開しないことを前提として」いるが、この「前提としている」のは、実施機関の勝手な言い分である。</p> <p>(3) 今後、他の県有地で同様のプロポーザル方式による事業者の選定が行われるかもしれないが、そもそも、プロポーザル方式に関する文書は全て公開されるべきものと考えている。実際に、ある地方公共団体では、プロポーザル方式は公開の場で実施されている。対話内容を非公開としたことは、県と民間事業者との約束に過ぎない。どのような過程を経て、県有地が売却されたのか、県は県民に対して説明するべきである。</p> <p>(4) 実施機関は、情報公開条例の目的を定めた条例第1条及び実施機関の説明責任を定めた条例第2条第2項を理解しておらず、異議申立人及び県民の知る権利の侵害であり、実施機関の説明責務の放棄である。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成28年3月29日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 条例第5条第4号該当性について</p> <p>(1) 対話参加事業者との対話は、本件事業を公募型プロポーザル方式で実施するに当たり、事前の準備行為として、適切な公募条件を整理するために実施されるものであり、参加者が忌憚のない意見交換が行えるよう、発言内容の公表には一定の配慮が求められる性質の事務であると認められる。</p> <p>(2) 当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、対話実施要領において対話内容に設定された各項目に関する対話参加事業者の発言であり、その内容は、①建築物の想定規模、②高齢者、障がい者、子育て世帯向け住宅設置等の提案内容、③採算性を確保するための事業者としての要望、④土地購入の可能性及び想定価格水準、⑤開発にあたっての課題及び懸念などである。これらの発言は、いずれも事業者の経験、技術、アイデア等を基になされたものと認められる。</p> <p>(3) そして、本件非公開情報は、対話参加事業者の事前確認を経て公表された対話結果概要には含まれない情報であるところ、これを公開することにより、実施機関と対話参加事業者との信頼関係が損なわれ、その結果、今後同種の事業への協力が得られなくなり、若しくは協力が得られたとしても率直な意見交換が阻害され、事業実施に必要な情報が得られなくなるといった支障が生じる蓋然性が高いと認められる。</p> <p>(4) 民間事業者との対話は、公募型プロポーザル事業における適切な公募条件の設定に不可欠なものであると認められることから、本件非公開情報の公開がもたらす事業実施上の支障の程度は大きいものと認められる。他方、既に対話結果概要が公開されていることを考慮すれば、本件非公開情報を公開することによる利益が不利益を上回ると認めることはできない。</p> <p>(5) 異議申立人は、本件事業に係る事業者選定作業は既に終了し、本件事業は一回限りのことであるから、非公開にする理由はなく、事務事業に支障が生じるおそれがない旨主張している。</p> <p>(6) しかし、当審査会が確認したところ、実施機関は、本件事業以後の県有財産利活用事業においても同様に民間事業者との対話を実施している。</p> <p>そして、当該事業が県内における不動産の利活用に係る事業であることにかんがみれば、対話参加事業者の中には引き続きこれらの対話に参加している事業者もおり、本件非公開情報が公開されれば、今後同種の事業において踏み込んだ意見交換ができなくなるという実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>(7) したがって、本件非公開情報は、公開することにより、今後反復継続される同種の事業の遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、この点について異議申立人の主張を採用することはできない。</p>

<p>審査会の 判断理由 (続き)</p>	<p>(8) よって、本件非公開情報は、事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、条例第5条第4号に該当すると判断する。</p> <p>(9) なお、異議申立人は、実施機関が条例第5条第4号のアからオまでのいずれに該当するか摘示しておらず、理由付記として不当である旨主張している。しかし、実施機関は、本号のアからオまでのいずれかではなく、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものとして本件処分を行っていることが認められ、この点について、異議申立人の主張には理由がない。</p> <p>2 「●点」の記載について 「●点」の記載については、公募型プロポーザル方式の実施にあたって、点数配分が決定されていないため、未確定な状態であることを表すものであるという実施機関の説明に不合理な点は認められない。</p> <p>3 その他 異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成29年3月14日(答申第632号)</p>

情報公開審査会答申第 633 号の概要

件名	特定県債残高に関する文書不存在の件（その 2）（諮問第 712 号）		
請求文書の概要	平成 26 年度末特定県債残高に関する資料		
請求年月日	平成 28 年 9 月 27 日	諾否決定年月日	平成 28 年 10 月 11 日
諾否の決定内容	不存在	実施機関	神奈川県知事（財政課）
非公開根拠条項	—		
非公開理由	<p>1 特定県債残高に関する文書の不存在について</p> <p>審査請求人は、平成26年度末県債実額残高について、定時償還方式及び満期一括償還方式別に整理された資料（以下「本件対象文書」という。）を公開請求したものであるが、次のとおり、本件対象文書は存在しないため、本件対象文書を不存在とする決定（以下「本件処分」という。）を行ったものである。</p> <p>(1) 県債は、その借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還状況等の情報を入力した「起債管理システム」により管理を行っているところ、同システムの主な利用目的は、毎月行われる県債償還事務の管理と予算編成時における次年度県債償還額の算出にある。</p> <p>(2) 県債償還事務の管理や予算編成時における次年度償還額の算出にあたっては、償還方式ごとに県債残高を区分して集計する必要性はなく、また、予算編成時に議会に提出する資料や決算審査意見書に、償還方式ごとの県債残高を記載していないことから、償還方式ごとに県債残高を区分して集計する必要性がないことは明らかである。</p> <p>したがって、「起債管理システム」には、その必要性が存在しないことから、償還方式ごとに県債残高を管理する機能や償還方式そのものに関するデータを出力する機能、償還方式ごとの県債残高が記載された帳票を出力する機能は備わっておらず、また、本件対象文書を作成する必要性そのものがないことから、同システムから出力されるデータを元に、本件対象文書を作成したこともない。</p> <p>よって、本件対象文書は不存在である。</p> <p>(3) なお、審査請求人は、決算審査意見書において、一般会計の県債残高総額が適正なものとして認められているため、同残高を構成する定時償還方式及び満期一括償還方式県債残高についても、しかるべき帳票類等により確認されているはずである旨主張するが、決算審査意見書には、償還方式ごとの県債残高は記載されておらず、償還方式ごとの合計として県債残高総額が確認されているわけではなく、「起債管理システム」から出力した「会計別・借入先別現在残高表」に基づき、監査事務局が作成しているものであり、本件対象文書に該当する償還方式ごとに県債残高を集計した帳票類が存在するわけではない。</p> <p>2 補足</p> <p>「起債管理システム」からは、償還方式ごとの県債残高が記載された帳票を出力することはできないものの、同システムから出力できる帳票であって、既に審査請求人に交付済である「会計別・借入先別現在残高表」の特定部分を加算することにより、償還方式ごとの県債残高を容易に算出することができ、このことは審査請求人にも説明済みである。</p>		
不服申立年月日	平成 28 年 10 月 24 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 特定県債残高に関する文書の不存在について</p> <p>(1) 平成 26 年度末現在において、県債が存在していることは間違いなく、定時償還方式及び満期一括償還方式の年度別県債残高のデータが、電算処理されていることは確実である。県債に関するデータが電算処理されているのであれば、本件対象文書は容易に作成することができ、本件対象文書が存在しないことはあり得ない。</p> <p>(2) 平成 26 年度神奈川県一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書（以下「決算審査意見書」という。）において、定時償還方式県債残高 781,801,666,042 円及び満期一括償還方式県債残高 3,327,138,150,000 円の合計額として、一般会計の県債残高総</p>		

<p>不服申立ての趣旨(続き)</p>	<p>額 4,108,939,816,042 円が適正なものと認められており、しかるべき帳票類等により、かかる金額の適正さがチェックされているはずである。これを前提とすれば、当該帳票類等が本件対象文書に該当するはずである。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 現在の県債残高の管理方法は不適切なものである。</p> <p>(2) 満期一括償還方式を採用している県債の償還にあたり、一般財源が充当されている等の不適切な運用があり、改善すべきである。</p> <p>(3) 実施機関は、審査請求人からの問合せ等に対し、応答を行っておらず、かかる行為は、審査請求人の知る権利を侵害するものであるから、これを正すべきである。</p>
<p>諮問年月日</p>	<p>平成 28 年 12 月 19 日</p>
<p>審査会の結論</p>	<p>本件処分は妥当である。</p>
<p>審査会の判断理由</p>	<p>1 本件対象文書の存否について</p> <p>当審査会で確認したところ、県債残高については、県債の借入期日や借入期間、借入額、借入先、利率、償還状況等の情報が入力された「起債管理システム」により、管理されていることが認められ、県債に関するデータが電算処理されているという審査請求人の主張は事実であると認められる。</p> <p>しかしながら、同システムの主な利用目的は、毎月行われる県債償還事務の管理と予算編成時における次年度県債償還額の算出にあり、これらの事務を執り行うに当たり、償還方式ごとの県債残高を算出する必要性がないため、同システムには償還方式ごとに県債残高を管理する機能や償還方式そのものに関するデータを出力する機能、本件対象文書に該当する帳票を出力する機能が備わっておらず、同システムの出力帳票としての本件対象文書は不存在であること、また、本件対象文書を作成する必要性そのものが存在しないため、同システムから出力したデータを元に本件対象文書を作成したこともなく、本件対象文書は不存在であるとする実施機関の説明に、不合理な点は認められない。</p> <p>なお、審査請求人は、決算審査意見書において、一般会計の県債残高総額が適正なものとして認められているため、同残高を構成する定時償還方式及び満期一括償還方式県債残高についても、しかるべき帳票類等により確認されているはずである旨主張するが、当審査会で確認したところ、実施機関が説明するように、決算審査意見書は、実施機関が監査事務局に提供した「会計別・借入先別現在残高表」に基づいて作成され、償還方式ごとに県債残高を集計した帳票類に基づき作成されたものではないと認められる。したがって、この点に関する審査請求人の主張は、採用することができない。</p> <p>2 その他</p> <p>審査請求人は、実施機関による県債残高の管理方法や償還の運用に不適切な点があること及び審査請求人の問合せ等に対する実施機関の応答が十分でなく知る権利が侵害されていることなどを主張しているが、当審査会は、行政文書の公開請求に係る諾否決定につき、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合において、実施機関の裁決に先立って諮問を受け、諾否決定の是非に関する意見を述べるのが責務であって、審査請求人の前記主張について論評する立場にはない。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 3 月 23 日 (答申第 633 号)</p>

情報公開審査会答申第 634 号の概要

件名	特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る執行伺票兼支出命令票等一部非公開の件（諮問第 708 号）		
請求文書の概要	特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る執行伺票兼支出命令票等及び前記中学校とは別の特定中学校職員の公務旅行の旅費に係る執行伺票兼支出命令票等（以下合わせて「本件行政文書」という。）		
請求年月日	平成 28 年 5 月 17 日 平成 28 年 5 月 26 日	諾否決定年月日	平成 28 年 5 月 20 日 平成 28 年 6 月 3 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （中教育事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号及び第 4 号		
非公開理由	本件行政文書に記載のある特定中学校職員への公務旅行の旅費の支払額のうち、個別の旅行者に支払われた金額が特定できるもの（以下「本件非公開情報」という。）については、公務員の職務に関わる情報ではあるが、当該公務員の私的な情報にあたるため、条例第 5 条第 1 号に該当するため非公開としたものである。		
不服申立年月日	平成 28 年 6 月 30 日		
不服申立ての趣旨	本件非公開情報は、費用弁償であって、所得に当たらないため個人情報に該当せず、また、旅行は公務であるから、その支払により当該公務の存在を他に知られたとしても問題はない。		
諮問年月日	平成 28 年 8 月 8 日		
審査会の結論	本件非公開情報を公開すべきである。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性について</p> <p>(1) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる旨規定している。</p> <p>(2) 実施機関の説明を踏まえると、本件非公開情報は、特定中学校職員の氏名とともに記載された公務旅行の旅費の支払額であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されると認められるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 5 条第 1 号ただし書ウ該当性について</p> <p>(1) 審査請求人は、本件非公開情報は、費用弁償であって、所得に当たらないため個人情報に該当せず、また、旅行は公務であるから、その支払により当該公務の存在を他に知られたとしても問題はない旨主張している。これは、本件非公開情報が、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当すると主張する趣旨であると解されるため、以下において検討する。</p> <p>(2) 条例第 5 条第 1 号ただし書ウは、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については、同号本文に該当するものであっても、公開する旨規定している。</p> <p>(3) 当審査会が確認したところ、本件非公開情報は、公務旅行の費用弁償に係るものであることから、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の当該職務遂行の内容に係る情報であると認められる。よって、本件非公開情報は、条例第 5 条第 1 号ただし書ウに該当することから、公開すべきであると判断する。</p>		
答申年月日	平成 29 年 3 月 24 日（答申第 634 号）		

情報公開審査会答申第 635 号の概要

件名	特定事項に関する特定所属間の意見交換記録一部非公開の件（諮問第 709 号）		
請求文書の概要	特定学校における特定生徒の特定行動について、神奈川県教育委員会が、特定教育委員会を聴取した際の記録（以下「特定教育委員会聴取記録」という。）及び面談者が神奈川県教育委員会に対し、面談を行った際の記録（以下「面談記録」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）		
請求年月日	平成 28 年 7 月 13 日	諾否決定年月日	平成 28 年 7 月 26 日
諾否の決定内容	一部非公開	実施機関	神奈川県教育委員会 （中教育事務所）
非公開根拠条	神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号		
非公開理由	本件行政文書のうち、特定生徒が属している学校名、面談者の氏名及び連絡先並びに特定教育委員会及び面談者による当該特定生徒の特定行動に関する陳述を記録した部分（以下「本件非公開情報」と総称する。）について、面談者の氏名及び連絡先については、個人識別情報にあたるため、条例第 5 条第 1 号に該当し、その余の情報については、当該特定生徒の特定行動に関し、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会を行っていたことも考慮し、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがある情報にあたるため、同号に該当するとして、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行ったものである。		
不服申立年月日	平成 28 年 7 月 27 日		
不服申立ての趣旨	<p>1 面談記録のうち、審査請求人自身の氏名を非公開とするのは妥当ではない。また、面談記録は、審査請求人の話した言葉の内容を文書化したものであるから、審査請求人が陳述した部分を非公開とするのは妥当でない。</p> <p>2 本件行政文書には、面談者が面談を行ったことを受けて、神奈川県教育委員会がとった対応が記載されているはずであり、かかる情報は公務に関する情報である以上、公開すべきである。</p>		
諮問年月日	平成 28 年 8 月 8 日		
審査会の結論	本件処分は妥当である。		
審査会の判断理由	<p>1 条例第 5 条第 1 号本文該当性</p> <p>(1) 特定教育委員会聴取記録 当審査会が確認したところ、特定教育委員会聴取記録には、本件非公開情報のうち、特定生徒が属している学校名及び特定教育委員会による特定生徒の特定行動に関する陳述が記載されている。 これらの情報のうち、特定教育委員会による特定生徒の特定行動に関する陳述について、特定生徒の関係者氏名とともにその陳述内容が引用されている部分については、特定の個人が識別される情報であることは明らかである。また、その余の情報については、個人に関する情報であって、それ自体としてみれば特定の個人を識別することはできないものの、特定生徒の特定行動の内容や当該特定行動に関し、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会が行われていたことにかんがみれば、報告会に参加した者にとっては特定生徒に関する情報であることが識別できるものと認められるため、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。 よって、本件非公開情報のうち特定教育委員会聴取記録に記載されているものは、条例第 5 条第 1 号本文に該当すると判断する。</p> <p>(2) 面談記録 当審査会が確認したところ、面談記録には、本件非公開情報のうち、特定生徒が属している学校名、面談者の氏名及び連絡先並びに面談者による特定生徒の特定行動に関する陳述が記載されている。 これらの情報のうち、面談者の氏名及び連絡先は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかである。また、面談者による特定生徒の特定行動に関する陳述部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないものの、特定生徒の特定行動の内容や当該特定行動に関し、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会が行われていたことにかんがみれば、報</p>		

<p>審査会の 判断理由 ( 続 き )</p>	<p>告会に参加した者にとっては特定生徒に関する情報であることが識別できるものと認められるため、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報であると認められる。</p> <p>よって、本件非公開情報のうち面談記録に記載されているものは、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第5条第1号ただし書該当性について</p> <p>(1) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について</p> <p>本件にあつては、特定生徒の特定行動について、当該特定生徒が属する学校の保護者等に対する報告会が行われているため、本件非公開情報の一部が、「慣行として公にされ」た情報にあたるようにも解される。しかし、同号ただし書イは、個人に関する情報であっても、広く一般に知り得る状態になっている情報については、これを非公開とすることにより保護すべき法益を欠いているため、公開すべきものとしているのである。これを本件についてみると、前記報告会が特定生徒が属する学校の保護者等という限られた者のみを対象としたものであることにかんがみれば、依然として広く一般に知り得る状態にある情報であると認めることはできず、同号ただし書イに該当する「慣行として公にされ」た情報であるとはいえないと判断する。</p> <p>(2) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について</p> <p>審査請求人は、本件非公開情報は公務に関する情報である旨主張しているが、当審査会で確認したところ、本件非公開情報は、専ら特定生徒の特定行動に関するものであつて、公務員の職や職務遂行の内容に係る情報とは認められないものである。</p> <p>よって、本件非公開情報は、同号ただし書ウには該当しないと判断する。</p> <p>(3) 条例第5条第1号ただし書ア及びエ該当性について</p> <p>本件非公開情報は、その性質にかんがみて、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないことは明らかである。</p> <p>よって、本件非公開情報は、同号ただし書ア及びエのいずれにも該当しないと判断する。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成 29 年 3 月 24 日 ( 答申第 635 号 )</p>